

令和 2 年

奈良市議会 3 月定例会  
提出議案

奈良市

# 目 次

奈良市報告第 9 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〃 第 10 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	14
〃 第 11 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	20
〃 第 12 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	29
奈良市議案第 14 号	令和 2 年度奈良市一般会計予算……………	46
〃 第 15 号	令和 2 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	56
〃 第 16 号	令和 2 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	58
〃 第 17 号	令和 2 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	62
〃 第 18 号	令和 2 年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算……………	65
〃 第 19 号	令和 2 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	67
〃 第 20 号	令和 2 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計予算……………	70
〃 第 21 号	令和 2 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	73
〃 第 22 号	令和 2 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 23 号	令和 2 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 24 号	令和 2 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 25 号	奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 の制定について……………	76
〃 第 26 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例の一部改正について……………	78
〃 第 27 号	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部改正について……………	79
〃 第 28 号	奈良市都祁福祉センター条例の一部改正について……………	81
〃 第 29 号	奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について……………	83
〃 第 30 号	奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の制定について……………	85
〃 第 31 号	奈良市動物愛護管理員設置条例の制定について……………	88

奈良市議案第 32 号	奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例の廃止について……………	89
〃 第 33 号	奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について……………	90
〃 第 34 号	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の制定について……………	92
〃 第 35 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	114
〃 第 36 号	奈良市工場立地法準則条例の制定について……………	115
〃 第 37 号	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について……………	119
〃 第 38 号	奈良市伝統的家屋交流施設条例の廃止について……………	122
〃 第 39 号	奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について……………	123
〃 第 40 号	奈良市学校給食センター条例の一部改正について……………	132
〃 第 41 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	133
〃 第 42 号	包括外部監査契約の締結について……………	134
〃 第 43 号	市道路線の廃止について……………	135
〃 第 44 号	市道路線の認定について……………	140
〃 第 45 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	162
〃 第 46 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	163
〃 第 47 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	164
〃 第 48 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	166
〃 第 49 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	167
〃 第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	168
〃 第 51 号	監査委員の選任について……………	170
〃 第 52 号	教育委員会の教育長の任命について……………	172
〃 第 53 号	教育委員会の委員の任命について……………	174
〃 第 54 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	176
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	178
〃 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	180
〃 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	182

奈良市諮問第	4	号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	184	
〃	第	5	号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	186



## 株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和2年度事業計画書

# 令和2年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

## 1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

## 2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

### (1) 受託業務

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、中高層住宅、奈良市市街地地域（一部）及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場のばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

### (2) 受託外許認可業務等

- 浄化槽の清掃等に関する業務

### 3. 業務の方針

#### (1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

#### (2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

### 4. 作業計画

#### (1) 受託業務

- ① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

##### ○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	940件	1,014件	△74件
一般従量制汲取	67件	79件	△12件
事業所等従量制汲取	188件	199件	△11件

- ② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

##### ○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
615か所	615か所	0

○街路樹等のかん水

当年度	前年度	増減
0 路線	6 路線	△6 路線

- ③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1 か所	1 か所	0

- ④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・近鉄新大宮駅前地下道
- ・近鉄新大宮駅西側地下道
- ・J R 平城山駅旅客通路
- ・J R 平城山駅西側歩道橋
- ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6 か所) 13,792 m <sup>2</sup>	(6 か所) 13,792 m <sup>2</sup>	0

- ⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生するばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

(対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地の一部)

当年度	前年度	増減
85,161世帯	88,071世帯	△2,910世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等

当年度	前年度	増減
30か所	30か所	0

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
2,170 t	2,170 t	0

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
1,970 t	1,970 t	0

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽の清掃業務等については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。(件数は月平均)

業務名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務	428件	330件	98件
浄化槽保守点検業務	0件	303件	△303件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	9名(内臨時5)	9名(内臨時5)	0
現業職	112名(内臨時72)	119名(内臨時83)	△7名
合計	121名(内臨時77)	128名(内臨時88)	△7名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	13台	13台	0
パッカー車	41台	38台	3台
貨物車 他	19台	26台	△7台
営業車	3台	3台	0
合計	76台	80台	△4台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	153,797	152,000	1,797
公園・広場等清掃業務	59,843	59,299	544
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	1,840	1,823	17
公衆便所清掃業務	1,245	1,233	12

受託事業名	当年度	前年度	増減
地下道等清掃業務	3,613	3,547	66
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	24,547	24,324	223
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	34,240	33,929	311
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	84,438	83,671	767
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	331,019	314,889	16,130
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,303	14,173	130
東部地域再生資源収集運搬業務	4,033	3,996	37
中高層住宅再生資源収集運搬業務	6,969	6,906	63
市街地地域（一部）再生資源収集運搬業務	28,200	55,000	△26,800
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	2,667	2,643	24
発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務	3,427	3,396	31
ばいじん処理物運搬業務	9,915	10,661	△746
焼却灰（非鉄）運搬業務	8,664	7,688	976
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	18,129	17,965	164
受託事業収入合計	790,889	797,143	△6,254

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃・保守点検業務収入	93,832	106,174	△12,342
受託外許認可事業等収入合計	93,832	106,174	△12,342

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	68	68	0
雑収入	36	0	36
事業外収入合計	104	68	36

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	884,825	903,385	△ 18,560

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	462,697	487,489	△24,792
福利厚生費	14,023	14,249	△226
燃料費	49,807	48,673	1,134
事故整理費	700	700	0
保険料	9,719	10,128	△409
旅費交通費	2,044	2,044	0
雑費	1,084	3,042	△1,958
法定福利費	74,441	78,490	△4,049
被服費	3,114	3,257	△143
修繕費	48,229	47,935	294
公租公課	7,549	7,674	△125
消耗品費	12,827	12,485	342
賃借料	3,150	2,232	918
減価償却費	21,986	26,610	△4,624
合 計	711,370	745,008	△33,638

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	58,729	58,265	464
福利厚生費	1,462	1,462	0
水道光熱費	2,290	2,290	0
保険料	240	248	△8
旅費交通費	64	62	2

科目	当年度	前年度	増減
通信費	2,172	2,172	0
図書費	260	260	0
会議費	292	292	0
支払手数料	4,076	4,122	△46
減価償却費	2,100	2,100	0
法定福利費	9,463	9,389	74
公租公課	2,194	2,194	0
修繕費	784	784	0
消耗品費	1,723	1,723	0
燃料費	287	295	△8
交際費	145	145	0
広告費	1,065	185	880
調査研究費	20	20	0
賃借料	5,465	5,237	228
雑費	59	59	0
合 計	92,890	91,304	1,586

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	139	168	△29
消費税	80,426	66,905	13,521
合 計	80,565	67,073	13,492

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	884,825	903,385	△18,560

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	0	0	0

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和3年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	293,716	191,331	102,385	
未収入金	10,983	11,057	△ 74	
受託事業未収金	68,788	69,277	△ 489	
手数料未収金	2,206	2,280	△ 74	
前払費用	702	758	△ 56	
貯蔵品	3,544	2,355	1,189	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 487	△ 491	4	
流動資産合計	379,452	276,567	102,885	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	64,545	67,582	△ 3,037	
建物附属設備	2,213	2,627	△ 414	
構築物	1,046	506	540	
機械器具	0	11	△ 11	
車両運搬具	11,307	14,522	△ 3,215	
什器備品	1,564	1,745	△ 181	
電話設備	387	483	△ 96	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	123,025	129,439	△ 6,414	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	310	310	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	852	912	△ 60	
無形固定資産合計	1,462	1,522	△ 60	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440	1,440	0	
長期貸付金	3,889	3,981	△ 92	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	456	481	△ 25	
投資その他の資産合計	5,795	5,912	△ 117	
固定資産合計	130,282	136,873	△ 6,591	
資産合計	509,734	413,440	96,294	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	3	6	△ 3	
未払金	27,830	27,657	173	
未払法人税等	141	141	0	
預り金	6,009	6,366	△ 357	
仮受金	422	450	△ 28	
手数料未払金	2,206	2,280	△ 74	
未払消費税	24,844	19,497	5,347	
流動負債合計	61,455	56,397	5,058	
2. 固定負債				
退職給与引当金	253,089	209,050	44,039	
固定負債合計	253,089	209,050	44,039	
負債合計	314,544	265,447	49,097	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	185,190	137,993	47,197	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	182,690	135,493	47,197	
純資産合計	195,190	147,993	47,197	
負債及び正味財産合計	509,734	413,440	96,294	

# 予 定 損 益 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	718,989	738,095	△ 19,106	
浄化槽収入	85,306	98,317	△ 13,011	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	804,295	836,412	△ 32,117	
売上原価				
事業直接原価	711,370	745,008	△ 33,638	
売上原価合計	711,370	745,008	△ 33,638	
売上総利益	92,925	91,404	1,521	
販売費及び一般管理費	92,890	91,304	1,586	
営業利益	35	100	△ 65	
営業外収益				
受取利息	68	63	5	
受取配当金	0	5	△ 5	
雑収入	36	0	36	
営業外収益合計	104	68	36	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	139	168	△ 29	
営業外費用合計	139	168	△ 29	
経常利益	0	0	0	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	13	0	13	
退職給与引当金戻入益	0	0	0	
特別利益合計	13	0	13	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	0	7	△ 7	
貸倒損失	41	81	△ 40	
退職給与引当金繰入損	0	1,754	△ 1,754	
特別損失合計	41	1,842	△ 1,801	
税引前当期純利益	△ 28	△ 1,842	1,814	
法人税、住民税及び事業税	145	147	△ 2	
当期純利益	△ 173	△ 1,989	1,816	

## 奈良市市街地開発株式会社の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 令和2年度事業計画書

# 令和2年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

## 1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和2年度は、JR奈良駅周辺等に新たにホテルが開業するとともに、県内最大の会議場・観光交流拠点となる奈良県コンベンションセンターなども開業することから、エリアの賑わいをより一層創出するため、現在空きとなっている区画に対し積極的なテナント誘致を行い、事業収益の安定確保と商業エリアへの集客を図っていく。

## 2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

## 3. 業務の方針

### (1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努める。

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

令和2年度は、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設の空き区画のテナント誘致に努めると同時に、催事での有効利用に努めることにより当期の利益金は2,390千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
事業収入	176,340	175,800	540
(内訳) 商業床等管理収入	131,340	130,800	540
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0
事業外収入	300	300	0
収入合計	176,640	176,100	540

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
総費用	174,250	174,280	△ 30
(内訳) 人件費	16,640	16,540	100
福利厚生費	3,400	3,360	40
委託費	45,100	44,600	500
賃借料	57,240	56,500	740
共益費	41,700	43,200	△ 1,500
販促費	600	600	0
消耗品費	1,300	1,300	0
通信費	300	300	0
燃料費	20	20	0
減価償却費	1,250	1,430	△ 180

科 目	当年度	前年度	増減
修繕費	2,000	2,000	0
会議費	20	20	0
手数料	2,600	2,300	300
公租公課	500	500	0
諸会費	100	100	0
旅費交通費	30	160	△ 130
保険料	350	250	100
雑費	1,100	1,100	0
支出合計	174,250	174,280	△ 30

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
当期収支差額	2,390	1,820	570

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和3年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	191,817	191,193	624	
未収金	7,500	1,900	5,600	
未収入金	3,600	6,070	△ 2,470	
前払費用	5,300	5,200	100	
流動資産合計	208,217	204,363	3,854	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865	17,762	△ 1,897	
建物付属設備	16,448	16,448	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	1,037	0	
減価償却累計額	△ 20,300	△ 20,200	△ 100	
有形固定資産合計	13,845	15,842	△ 1,997	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	400	400	0	
無形固定資産合計	400	400	0	
(3) 投資その他の資産				
保証金	13	0	13	
投資その他の資産合計	13	0	13	
固定資産合計	14,258	16,242	△ 1,984	
資産合計	222,475	220,605	1,870	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,800	1,500	300	
未払外注費	3,930	3,950	△ 20	
未払費用	2,500	2,200	300	
前受金	4,030	3,000	1,030	
預り金	150	100	50	
売上預り金	12,200	12,500	△ 300	
未払い法人税等	300	300	0	
流動負債合計	24,910	23,550	1,360	
2. 固定負債				
預り保証金	34,875	34,875	0	
固定負債合計	34,875	34,875	0	
負債合計	59,785	58,425	1,360	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	43,990	43,480	510	
繰越利益剰余金	43,990	43,480	510	
(うち当期純利益)	(2,390)	(1,820)	(570)	
純資産合計	162,690	162,180	510	
負債及び純資産合計	222,475	220,605	1,870	

# 予 定 損 益 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	131,340	130,800	540	
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0	
売上高合計	176,340	175,800	540	
売上原価				
当期製品製造原価	164,830	162,570	2,260	
売上原価合計	164,830	162,570	2,260	
販売費及び一般管理費	9,120	11,410	△ 2,290	
営業利益	2,390	1,820	570	
営業外収益				
受取利息	30	30	0	
雑収入	270	270	0	
営業外収益合計	300	300	0	
経常利益	2,690	2,120	570	
税引前当期純利益	2,690	2,120	570	
法人税、住民税及び事業税	300	300	0	
当期純利益	2,390	1,820	570	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和2年度事業計画書

# 令和2年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

## 1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び児童福祉の保障に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する事業及び児童の健全育成に関する事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進する。

公民館では、地域の課題解決のための拠点としての公民館の役割を市民とともに再確認し、市民と職員との二人三脚による地域の課題解決が促進されるよう努める。また、これまで公民館を利用することの少なかった中学生・高校生たちとのつながりを生かし、若い世代の生涯学習活動をさらに広げていく。

児童館については、これまで公民館の指定管理者として培ってきた実績やノウハウを生かし、奈良市や地域、関連施設とも協調しながら、地域に根差した事業展開・管理運営を行う。

## 2. 事業内容

### (1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

#### ○公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることをめざし、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、市民が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努める。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、高齢者の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへとつながる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、この取組の中で地域のつながりが創出されることをめざす。また、日頃の様々な学習活動の成果を発表する機会を充実させることにより、新たな学習活動への意欲をかきたてるとともに、参加者の交流の場を

創出する。

令和2年度は市民との協働により「公民館のつどい」を開催し、公民館を核とした地域課題解決のための仕組みづくりや地域のネットワークの拠点としての公民館像を構築する。また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援する。

なお、令和2年度は施設ごとに策定している中期計画の3年目に当たるため、これまでの成果・課題を踏まえ、5年後の目標達成に向けて着実に取組を進める。

加えて、市民がいつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。また、次世代を担う若い世代の利用を促進する。

#### [指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

#### ○児童館事業

児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行う。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努める。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての児童を対象とし、地域における遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、

情操を豊かにするなど児童の心身を育成する。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の波が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすとともに、深刻な問題は必要に応じて専門機関へとつなげる。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワークの構築を行い、地域での子育て環境づくりを進めることで、子どもにやさしいまちづくりに寄与することをめざす。

[指定管理施設]

奈良市古市児童館 奈良市横井児童館 奈良市東之阪児童館 奈良市大宮児童館  
計4施設

## (2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供をめざす。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

# 収 支 予 算 書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	732,217	611,940	120,277	
基本財産運用収入	11	11	0	
基本財産利息収入	11	11	0	
協定事業収入	726,922	604,373	122,549	
指定管理受託収入	726,000	603,400	122,600	
講座受講料収入	922	973	△ 51	
補助金等収入	0	1,673	△ 1,673	
補助金収入	0	1,673	△ 1,673	
自主事業収入	5,110	5,710	△ 600	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	5,510	△ 600	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	174	173	1	
受取利息	4	3	1	
雑収入	170	170	0	
経常収益計	732,217	611,940	120,277	
(2) 経常費用				
事業費	699,977	591,639	108,338	
人件費	480,953	401,960	78,993	
給料	158,069	142,266	15,803	
賃金	149,890	98,858	51,032	
職員手当	77,285	81,620	△ 4,335	
福利厚生	66,133	56,020	10,113	
賞与引当金繰入	29,576	23,196	6,380	
事業経費	219,024	189,679	29,345	
諸謝金	9,623	7,919	1,704	
旅費交通費	472	307	165	
消耗品費	7,206	6,106	1,100	
燃料費	1,529	1,227	302	
賄材料費	45	0	45	
会議費	249	240	9	
印刷製本費	1,706	1,752	△ 46	
光熱水料費	52,427	46,665	5,762	
修繕費	6,515	4,147	2,368	
医薬材料費	64	24	40	
通信運搬費	2,639	2,314	325	
減価償却費	17,886	17,886	0	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,439	1,845	1,594	
保険料	2,022	1,790	232	
委託費	62,619	58,728	3,891	
賃借料	9,069	2,863	6,206	
負担金	94	94	0	
広告料	20	80	△ 60	
租税公課	41,400	35,692	5,708	
管理費	32,240	20,301	11,939	
人件費	20,191	11,154	9,037	
給料	7,270	3,947	3,323	
賃金	5,387	2,744	2,643	
職員手当	3,458	2,265	1,193	
福利厚生	2,810	1,554	1,256	
賞与引当金繰入	1,266	644	622	
管理経費	12,049	9,147	2,902	
諸謝金	260	160	100	
旅費交通費	259	146	113	
消耗品費	100	99	1	
燃料費	61	35	26	
光熱水料費	2,423	1,295	1,128	
通信運搬費	112	65	47	
手数料	483	183	300	
委託費	316	308	8	
賃借料	874	494	380	
負担金	7,048	6,299	749	
租税公課	113	63	50	
経常費用計	732,217	611,940	120,277	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	2,778	2,778	0	
一般正味財産期末残高	2,778	2,778	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778	52,778	0	

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和3年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	107,602	91,844	15,758	
未収金	103	109	△ 6	
立替金	961	1,251	△ 290	
流動資産合計	108,666	93,204	15,462	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
その他固定資産				
リース資産	15,751	33,637	△ 17,886	
その他固定資産合計	15,751	33,637	△ 17,886	
固定資産合計	65,751	83,637	△ 17,886	
資産合計	174,417	176,841	△ 2,424	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	29,654	21,666	7,988	
預り金	3,236	3,124	112	
賞与引当金	30,842	23,840	7,002	
リース債務	13,376	17,886	△ 4,510	
未払消費税等	9,156	8,796	360	
流動負債合計	86,264	75,312	10,952	
2. 固定負債				
リース債務	2,375	15,751	△ 13,376	
退職給付引当金	33,000	33,000	0	
固定負債合計	35,375	48,751	△ 13,376	
負債合計	121,639	124,063	△ 2,424	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	2,778	2,778	0	
正味財産合計	52,778	52,778	0	
負債及び正味財産合計	174,417	176,841	△ 2,424	

# 予定正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	732,217	611,940	120,277	
基本財産運用収入	11	11	0	
基本財産利息収入	11	11	0	
協定事業収入	726,922	604,373	122,549	
指定管理受託収入	726,000	603,400	122,600	
講座受講料収入	922	973	△ 51	
補助金等収入	0	1,673	△ 1,673	
補助金収入	0	1,673	△ 1,673	
自主事業収入	5,110	5,710	△ 600	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	4,910	5,510	△ 600	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	174	173	1	
受取利息	4	3	1	
雑収入	170	170	0	
経常収益計	732,217	611,940	120,277	
(2) 経常費用				
事業費	699,977	591,639	108,338	
人件費	480,953	401,960	78,993	
給料	158,069	142,266	15,803	
賃金	149,890	98,858	51,032	
職員手当	77,285	81,620	△ 4,335	
福利厚生	66,133	56,020	10,113	
賞与引当金繰入	29,576	23,196	6,380	
事業経費	219,024	189,679	29,345	
諸謝金	9,623	7,919	1,704	
旅費交通費	472	307	165	
消耗品費	7,206	6,106	1,100	
燃料費	1,529	1,227	302	
賄材料費	45	0	45	
会議費	249	240	9	
印刷製本費	1,706	1,752	△ 46	
光熱水料費	52,427	46,665	5,762	
修繕費	6,515	4,147	2,368	
医薬材料費	64	24	40	
通信運搬費	2,639	2,314	325	
減価償却費	17,886	17,886	0	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	3,439	1,845	1,594	
保険料	2,022	1,790	232	
委託費	62,619	58,728	3,891	
賃借料	9,069	2,863	6,206	
負担金	94	94	0	
広告料	20	80	△ 60	
租税公課	41,400	35,692	5,708	
管理費	32,240	20,301	11,939	
人件費	20,191	11,154	9,037	
給料	7,270	3,947	3,323	
賃金	5,387	2,744	2,643	
職員手当	3,458	2,265	1,193	
福利厚生	2,810	1,554	1,256	
賞与引当金繰入	1,266	644	622	
管理経費	12,049	9,147	2,902	
諸謝金	260	160	100	
旅費交通費	259	146	113	
消耗品費	100	99	1	
燃料費	61	35	26	
光熱水料費	2,423	1,295	1,128	
通信運搬費	112	65	47	
手数料	483	183	300	
委託費	316	308	8	
賃借料	874	494	380	
負担金	7,048	6,299	749	
租税公課	113	63	50	
経常費用計	732,217	611,940	120,277	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	2,778	2,778	0	
一般正味財産期末残高	2,778	2,778	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778	52,778	0	

一般財団法人奈良市総合財団の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和2年度事業計画書

# 令和2年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

## 1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化する市民ニーズに応じてあらゆる人にとって利用し易い施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、奈良市の進める行財政改革の方針に則り、経営改革による自立化を目指して職員の経営意識の向上を図るとともに、他の外郭団体と連携して進めてきた内部統制の強化等について不断の研究努力を進める。

また、経営基盤の安定化を図るべく計画事業の収益性を絶えず見直し、経費節減と事業の質的向上に取り組み、市民の要請にきめ細かく対応できるよう努力を重ね、地域社会の発展に寄与するべく事業運営を図っていく。

## 2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

### (1) 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

#### ○なら100年会館

奈良県内最大級のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

事業については、奈良が発祥の地である能楽の普及・発展を目指し、神社仏閣との連携を含めた奈良の魅力再発見能楽普及事業、地元商店街等での「まちなか万葉劇場」やオペラの魅力を分かりやすく伝える「オペラ魅力探訪」、薬師寺での「万葉オペラ公演」等の万葉オペラ・ラボ事業、誰もが音楽を楽しめる「バリアフリーコンサート」、学校や福祉施設等で音楽の素晴らしさを伝えるアウトリーチ事業等を開催する。

#### ○奈良市美術館

貸館事業と当館主催の展覧会事業を通じて、「利用者の作品が主役の美術館」をコンセプトに、優れた芸術を発表・鑑賞する機会を提供し、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募市展「なら」、大学との連携協力による各種講座、芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を現地散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

展覧会においては、夏の企画展「奈良を観る」にて、子どもから大人まで楽しめる企画とし、奈良の鹿を取り巻く生活文化について紹介するとともに、生息する昆虫の世界の写真と資料を交えた「ならのシカと昆虫（仮）」展を開催する。

#### ○奈良市北部会館市民文化ホール

北部地域の文化振興の発信地として、幅広い世代の市民が文化・芸術を通して交流できる環境づくりを目指すとともに、音楽等の発表の場を提供する。また、作品の展示・観覧スペースを設置し、文化に対する意識の高揚、自主的な文化活動の促進を通じて地域のにぎわいづくりを図る。

事業については、地域とのつながりや活性化を意識した「ニュータウンフェスタたかのはら」、日本の伝統文化に触れる機会を提供する「和楽器講座」、癒しの空間を楽しむ「オータムコンサート」、誰もが気軽に参加できる「元気コーラス」、芸術への関心と健康づくりの多種多様なジャンルを網羅した「高の原文化・健康講座」のほか、「観たい・聴きたい・体験したい」をテーマに各種講座を開催する。

#### ○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、展示作品を中心とした「列品解説講座」や「解説会」、書道に関

する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」、初心者でもすぐに生かせる「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や「夏休みこどもクイズ」を開催する。

また、友の会（平成26年度発足）会員に展覧会の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会においては、「開館20周年記念展」として、開館10周年に奈良をテーマに書かれた書家102名の作品を一堂に集め開催した平城遷都1300年記念「日本代表書作家展」の全作品を紹介するほか、平成26年度から続く「近現代かな書の流れ」シリーズの第4回展等の企画展を杉岡華邨作品による館蔵品展とともに開催する。

#### [指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

## (2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設、奈良市中央武道場等4体育施設及び奈良市西部生涯スポーツセンター等18施設

スポーツ普及振興事業については、奈良市体育協会加盟団体の協力による陸上競技、ソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、トップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」、「サッカースクール」のほか、「水泳教室」、「水中健康運動教室」、「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」、「操体法教室」、「健康体操教室」、「ノルディックウォーキング教室」、「たのしいフロアウォーキング教室」を開催し、新たにアーチェリー体験会やグラウンドゴルフ交流大会等利用者へのスポーツ活動の機会提供並びに生活習慣病予防等の健康増進を図る。

そのほか、明るい長寿社会づくりへの貢献をテーマに奈良市万年青年クラブの協力を得て、高齢者の健康づくりを支援する「いきいき体操・健康フェスタ」を開催する。

武道普及振興事業においては、武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと、「奈良市武道士用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」及び武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。

また、ここ数年で大幅に増加している外国人観光客に着目し、訪日外国人に武道精神と日本のコミュニケーションを学ぶ機会を提供することを目的とした弓道の体験教室を開催する。

[指定管理施設]

奈良市鴻ノ池球場（愛称：ならでんスタジアム）

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館（愛称：ならでんアリーナ）

奈良市中央第二体育館（愛称：ならでん第二アリーナ）

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場（愛称：ならでんフィールド）

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市鴻ノ池コート（愛称：ならでん鴻ノ池コート）

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市中央武道場（愛称：ならでん武道場）

奈良市中央第二武道場（愛称：ならでん第二武道場）

奈良市弓道場（愛称：ならでん弓道場）

奈良市柏木球技場  
奈良市黒谷球技場  
奈良市平城第一球技場  
奈良市平城第二球技場  
奈良市奈良阪球技場  
奈良市登美ヶ丘球技場  
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場  
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場  
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場  
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート  
奈良市鴻ノ池相撲場（愛称：ならでん相撲場）  
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

### (3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

#### ○奈良市ならまちセンター

地域と密着・連携した事業を展開し、地元ならまちの方に限らず広く奈良市民や観光客、社会包摂としての社会的弱者等にとってのにぎわいの場を育む施設として、ふれあい豊かな地域社会づくりを目指す。

事業については、「人に優しく、更なるにぎわいと未来へ向かうならまち」をテーマに、地域に密着し根付いている「ならまち篝火コンサート」や奈良らしさを大切にしたい「ならまちコンサート」、地域連携として奈良町落語館との共催による「ならまち落語会」ほか、ならまち振興として教育機関と連携し、奈良大学との共催による「夜間歴史講座」、市民の成果発表の場であり地域交流のふれあいの場として「ならまちいきいきフェスティバル」等を開催する。また、複合施設である利点を生かし、図書館やレストランとの連携で芝生広場活用プロジェクト等、訪れた誰もが楽しめる催しを開催する。

## ○奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、地域とのつながりやネットワークの蓄積とともに市民の文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる『わらべうた』をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催し、奈良の歴史や文化を伝承する事業として、東大寺監修による創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、大紙芝居の学校等への出張公演も積極的に行う。また、音楽を通した市民のふれあいの場や音楽愛好者へ発表の場を提供する事業として「エントランスコンサート」等の定期公演、プロアーティストによる特別コンサートを年3回程度行い、市民からの声をもとに企画した市民参加型の「ミュージックフェスティバル」も継続して行う。

そのほか、奈良市内外の幼稚園や保育園での「出張わらべうた教室」、「日本の伝統文化を学ぼう（お茶教室・いけ花教室）」、箏・三味線・尺八に新たに浄瑠璃を加えた「子ども邦楽教室」を開催し、子どもたちに伝統文化や伝統芸能を学ぶ場を提供する。

## ○なら工芸館

奈良伝統工芸振興の拠点として、奈良の工芸作家等と連携し、ならまちの文化事業活性化に取り組むとともに、市民や観光客の多様なニーズに対応し、親しまれるなら工芸館を目指す。

事業については、工芸作品の展示や販売を行い、正倉院展の開催時期に合わせて「奈良工芸フェスティバル」を開催する。

そのほか、「子ども工芸教室」、「工芸制作体験教室」、「一日体験工芸教室」等の各種教室、日本工芸会近畿支部の協力を得て、「第49回日本伝統工芸近畿展」の作品の中から、奈良市近隣在住作家の作品を中心に「日本伝統工芸近畿展IN奈良2020」を開催する。

また、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とした事業に取り組むとともに、奈良伝統工芸後継者育成研修制度の研修生や修了生たちによる制作実演等を行う。

## ○入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真芸術に特化した写真専門の美術館としての役割を果たすため、主要収蔵品となる奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉作品の公開だけでなく、国内外の著名な

写真家や今後の活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。また、収蔵品の保存・管理・活用事業として水洗処理や作品のデジタル化、データベースの構築等を継続的に行う。

写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、「第四回入江泰吉記念写真賞」を実施し、写真文化の発展と奈良から世界に通用する写真家を輩出するための写真家育成に努める。

#### ○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となりとその功績を顕彰する事業を入江泰吉記念奈良市写真美術館と協同展開する。入江泰吉の大和路に込めた思いや奈良の奥深い魅力を引き出す講座やイベント、暗室体験等を実施する。また、東大寺旧境内という立地を生かし奈良市きたまちの活動団体や寺社と連携し、地域の活性化や新たな観光資源の発掘に取り組み、入江泰吉旧居から奈良文化の発信と古都散策の拠点を目指す。

#### ○奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示を開催し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業のほか、イベントの情報を常時提供できる事業を行う。

#### [指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工芸館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

#### (4) 勤労者福祉サービス事業

##### ○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生向上を目指すべく、会員制度

『うえるびい奈良』の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の実と企業のイメージアップ、人材の確保及び定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者や市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス教室」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れながら、ニーズに応じた各種教室を開催する。

#### [指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

#### (5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、中山間部の様々な伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心と癒しに包まれた故郷づくり」・「文化的な故郷づくり」の拠点施設を目指す。

○奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設事業については、地域間・世代間交流事業として、未就学の子どもたちを対象にブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期開催や「都祁映画祭」の開催により、芸術文化に触れ合う機会と世代を超えた交流の場の提供を通して、それぞれの世代の共有認識を育み、地域の連帯感の向上に努める。また、自然豊かな東部山間の立地条件を生かし、農村地域ならではの四季を体感する「ウォーキング&郷めぐり」を実施し、田舎体験等地域間交流を推奨する。

スポーツ施設では、年齢に関係なく、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できる参加型の「ヨガ教室」や「ジョギング教室」のスポーツ体験事業を実施し、利用者の健康増進に寄与する。

そのほか、地域の福祉施設及び生涯学習施設等あらゆる分野の団体と協働事業を積極的に展開し、地域の活性化に寄与する。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

# 収 支 予 算 書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	29	30	△ 1	
基本財産受取利息	29	30	△ 1	
② 特定資産運用益	137	8	129	
特定資産受取利息	137	8	129	
③ 受取入会金	175	193	△ 18	
受取入会金	175	193	△ 18	
④ 受取会費	38,504	39,638	△ 1,134	
受取会費	38,504	39,638	△ 1,134	
⑤ 事業収益	147,665	166,059	△ 18,394	
入場料収益	33,168	53,683	△ 20,515	
観覧料収益	300	1,665	△ 1,365	
受講料収益	93,114	84,108	9,006	
出品料収益	600	750	△ 150	
参加費収益	1,864	1,266	598	
普及事業収益	485	485	0	
小売業収益	4,440	4,400	40	
受取手数料	4,117	4,229	△ 112	
事業受託収益	220	1,018	△ 798	
共催事業管理収益	8,822	12,130	△ 3,308	
その他収益	535	2,325	△ 1,790	
⑥ 受取補助金等	1,356,475	1,397,330	△ 40,855	
受取指定管理料	1,246,930	1,286,853	△ 39,923	
受取地方公共団体補助金	109,495	107,517	1,978	
受取民間助成金	50	2,960	△ 2,910	
⑦ 受取負担金	36,006	44,261	△ 8,255	
受取負担金	36,006	44,261	△ 8,255	
⑧ 雑収益	3,962	5,408	△ 1,446	
受取利息	24	157	△ 133	
雑収益	2,288	2,851	△ 563	
運営協力金等収益	1,650	2,400	△ 750	
経常収益計	1,582,953	1,652,927	△ 69,974	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,525,517	1,582,173	△ 56,656	
給料手当	464,950	545,807	△ 80,857	
臨時雇賃金	49,584	38,792	10,792	
福利厚生費	107,744	101,791	5,953	
視察費	100	100	0	
旅費交通費	1,486	1,645	△ 159	
通信運搬費	11,202	10,501	701	
減価償却費	3,488	0	3,488	
消耗什器備品費	1,325	1,440	△ 115	
消耗品費	30,850	28,879	1,971	
修繕費	14,631	12,605	2,026	
印刷製本費	16,492	15,572	920	
燃料費	1,789	2,520	△ 731	
光熱水料費	265,858	251,326	14,532	
賃借料	33,199	36,330	△ 3,131	
保険料	9,643	8,941	702	
諸謝金	49,096	48,949	147	
租税公課	62,112	65,907	△ 3,795	
支払負担金	3,793	3,794	△ 1	
支払助成金	66,756	68,008	△ 1,252	
委託費	314,377	321,669	△ 7,292	
会議費	100	90	10	
支払手数料	8,517	8,614	△ 97	
広告宣伝費	3,495	4,603	△ 1,108	
仕入	1,787	1,715	72	
原材料費	1,620	1,015	605	
医薬材料費	1,357	1,357	0	
雑費	166	203	△ 37	
② 管理費	69,671	76,320	△ 6,649	
役員報酬	175	177	△ 2	
給料手当	51,150	52,382	△ 1,232	
福利厚生費	9,642	9,680	△ 38	
研修費	21	77	△ 56	
旅費交通費	23	28	△ 5	
通信運搬費	346	308	38	
消耗品費	420	390	30	
修繕費	8	50	△ 42	
燃料費	32	35	△ 3	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
賃借料	4,036	4,049	△ 13	
保険料	5	5	0	
諸謝金	522	635	△ 113	
租税公課	51	77	△ 26	
支払負担金	137	5,518	△ 5,381	
委託費	2,587	2,733	△ 146	
支払手数料	516	176	340	
経常費用計	1,595,188	1,658,493	△ 63,305	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,235	△ 5,566	△ 6,669	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 12,235	△ 5,566	△ 6,669	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 12,235	△ 5,566	△ 6,669	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,235	△ 5,566	△ 6,669	
法人税、住民税及び事業税	3,324	416	2,908	
当期一般正味財産増減額	△ 15,559	△ 5,982	△ 9,577	
一般正味財産期首残高	242,915	214,501	28,414	
一般正味財産期末残高	227,356	208,519	18,837	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	313,360	294,523	18,837	

# 予 定 貸 借 対 照 表

令和3年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	217,407	218,926	△ 1,519	
現金	2,014	3,729	△ 1,715	
普通預金	215,392	215,196	196	
当座預金	1	1	0	
未収金	2,332	6,033	△ 3,701	
前払金	1,997	1,997	0	
商品	2,979	3,199	△ 220	
貯蔵品	77	78	△ 1	
流動資産合計	224,792	230,233	△ 5,441	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	109,000	132,000	△ 23,000	
減価償却引当預金	2,130	1,520	610	
書道芸術振興積立金	36,033	37,291	△ 1,258	
永年在会給付事業積立預金	10,040	11,578	△ 1,538	
運営基金積立準備預金	7,773	7,773	0	
共済事業引当預金	632	1,129	△ 497	
記念事業費積立預金	11,256	11,256	0	
特定資産合計	176,864	202,547	△ 25,683	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	609	1,218	△ 609	
什器備品	1	1	0	
リース資産	8,392	11,269	△ 2,877	
預託金	9	9	0	
その他固定資産合計	9,011	12,497	△ 3,486	
固定資産合計	235,875	265,044	△ 29,169	
資産合計	460,667	495,277	△ 34,610	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	106,503	124,086	△ 17,583	
前受金	10,496	11,120	△ 624	
預り金	21,916	19,883	2,033	
リース債務	2,877	2,877	0	
流動負債合計	141,792	157,966	△ 16,174	
2. 固定負債				
リース債務	5,515	8,392	△ 2,877	
固定負債合計	5,515	8,392	△ 2,877	
負債合計	147,307	166,358	△ 19,051	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	227,356	242,915	△ 15,559	
(うち特定資産への充当額)	(140,860)	(166,543)	(△25,683)	
正味財産合計	313,360	328,919	△ 15,559	
負債及び正味財産合計	460,667	495,277	△ 34,610	

# 予定正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	29	29	0	
基本財産受取利息	29	29	0	
② 特定資産運用益	137	121	16	
特定資産受取利息	137	121	16	
③ 受取入会金	175	169	6	
受取入会金	175	169	6	
④ 受取会費	38,504	37,308	1,196	
受取会費	38,504	37,308	1,196	
⑤ 事業収益	147,665	114,377	33,288	
入場料収益	33,168	21,232	11,936	
観覧料収益	300	113	187	
受講料収益	93,114	66,219	26,895	
出品料収益	600	550	50	
協賛金収益	0	2,733	△ 2,733	
参加費収益	1,864	1,059	805	
普及事業収益	485	358	127	
小売業収益	4,440	3,070	1,370	
受取手数料	4,117	3,816	301	
事業受託収益	220	855	△ 635	
共催事業管理収益	8,822	13,787	△ 4,965	
その他収益	535	585	△ 50	
⑥ 受取補助金等	1,356,475	1,390,079	△ 33,604	
受取指定管理料	1,246,930	1,282,743	△ 35,813	
受取地方公共団体補助金	109,495	104,806	4,689	
事業受託収益	0	180	△ 180	
受取民間助成金	50	2,350	△ 2,300	
⑦ 受取負担金	36,006	36,804	△ 798	
受取負担金	36,006	36,804	△ 798	
⑧ 雑収益	3,962	4,136	△ 174	
受取利息	24	4	20	
雑収益	2,288	3,790	△ 1,502	
運営協力金等収益	1,650	342	1,308	
経常収益計	1,582,953	1,583,023	△ 70	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,525,517	1,459,556	65,961	
給料手当	464,950	536,589	△ 71,639	
臨時雇賃金	49,584	38,426	11,158	
福利厚生費	107,744	101,804	5,940	
視察費	100	0	100	
旅費交通費	1,486	1,007	479	
通信運搬費	11,202	8,531	2,671	
減価償却費	3,488	2,988	500	
消耗什器備品費	1,325	743	582	
消耗品費	30,850	22,206	8,644	
修繕費	14,631	12,786	1,845	
印刷製本費	16,492	12,859	3,633	
燃料費	1,789	2,800	△ 1,011	
光熱水料費	265,858	219,660	46,198	
賃借料	33,199	27,027	6,172	
保険料	9,643	7,300	2,343	
諸謝金	49,096	38,007	11,089	
租税公課	62,112	67,171	△ 5,059	
支払負担金	3,793	3,764	29	
支払助成金	66,756	52,720	14,036	
委託費	314,377	291,822	22,555	
会議費	100	35	65	
支払手数料	8,517	6,274	2,243	
広告宣伝費	3,495	1,936	1,559	
仕入	1,787	944	843	
原材料費	1,620	903	717	
医薬材料費	1,357	1,161	196	
雑費	166	93	73	
② 管理費	69,671	73,291	△ 3,620	
役員報酬	175	177	△ 2	
給料手当	51,150	52,207	△ 1,057	
福利厚生費	9,642	9,855	△ 213	
研修費	21	130	△ 109	
旅費交通費	23	23	0	
通信運搬費	346	275	71	
消耗品費	420	373	47	
修繕費	8	0	8	
印刷製本費	0	16	△ 16	
燃料費	32	32	0	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
賃借料	4,036	3,998	38	
保険料	5	3	2	
諸謝金	522	620	△ 98	
租税公課	51	37	14	
支払負担金	137	3,129	△ 2,992	
委託費	2,587	2,264	323	
支払手数料	516	152	364	
経常費用計	1,595,188	1,532,847	62,341	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,235	50,176	△ 62,411	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 12,235	50,176	△ 62,411	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	1	△ 1	
固定資産除去損	0	1	△ 1	
車両運搬具除去損	0	1	△ 1	
当期経常外増減額	0	△ 1	1	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 12,235	50,175	△ 62,410	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,235	50,175	△ 62,410	
法人税、住民税及び事業税	3,324	18,721	△ 15,397	
当期一般正味財産増減額	△ 15,559	31,454	△ 47,013	
一般正味財産期首残高	242,915	211,461	31,454	
一般正味財産期末残高	227,356	242,915	△ 15,559	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	313,360	328,919	△ 15,559	

## 令和2年度奈良市一般会計予算

令和2年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		53,343,711 <sup>千円</sup>
	1. 市 民 税	26,189,897
	2. 固 定 資 産 税	20,350,557
	3. 軽 自 動 車 税	656,213
	4. 市 た ば こ 税	1,677,015
	5. 入 湯 税	28,815
	6. 事 業 所 税	986,635
	7. 都 市 計 画 税	3,454,579
2. 地 方 譲 与 税		870,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	280,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	50,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		400,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	400,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		7,400,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,400,000

款	項	金 額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 <sup>千円</sup>
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		100,000
	1. 環境性能割交付金	100,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		2,987
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	2,987
11. 地方特例交付金		280,000
	1. 地方特例交付金	280,000
12. 地方交付税		14,700,000
	1. 地方交付税	14,700,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		882,026
	1. 分 担 金	11,450
	2. 負 担 金	870,576
15. 使用料及び手数料		2,419,281
	1. 使 用 料	1,614,308
	2. 手 数 料	804,973
16. 国庫支出金		26,263,808
	1. 国庫負担金	19,200,442
	2. 国庫補助金	1,497,319
	3. 国庫委託金	123,547
	4. 国庫交付金	5,442,500

款	項	金額
17. 県支出金		9,203,885 <small>千円</small>
	1. 県負担金	5,718,370
	2. 県補助金	1,798,353
	3. 県委託金	206,859
	4. 県交付金	1,480,303
18. 財産収入		481,770
	1. 財産運用収入	299,341
	2. 財産売却収入	182,429
19. 寄附金		252,200
	1. 寄附金	252,200
20. 繰入金		595,569
	1. 特別会計繰入金	4,277
	2. 基金繰入金	591,292
21. 諸収入		3,292,063
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利息	504
	3. 貸付金元利収入	904,639
	4. 雑収入	2,156,920
22. 市債		21,332,700
	1. 市債	21,332,700
歳入合計		144,100,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		千円 674,141
	1. 議 会 費	674,141
2. 総 務 費		16,274,962
	1. 総 務 管 理 費	12,557,397
	2. 企 画 費	1,502,942
	3. 徴 税 費	1,205,927
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	662,818
	5. 選 挙 費	71,622
	6. 統 計 調 査 費	197,951
	7. 監 査 委 員 費	76,305
3. 民 生 費		62,238,331
	1. 社 会 福 祉 費	27,741,312
	2. 児 童 福 祉 費	21,269,748
	3. 生 活 保 護 費	13,028,793
	4. 国 民 年 金 事 務 費	198,478
4. 衛 生 費		14,734,443
	1. 保 健 衛 生 費	7,033,987
	2. 保 健 所 費	1,267,202
	3. 清 掃 費	5,894,079
	4. 上 水 道 費	539,175
5. 労 働 費		119,126
	1. 労 働 諸 費	119,126

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		千円 677,087
	1. 農 林 費	677,087
7. 商 工 費		1,183,510
	1. 商 工 費	1,183,510
8. 観 光 費		978,402
	1. 観 光 費	978,402
9. 土 木 費		11,749,964
	1. 土 木 管 理 費	105,564
	2. 道 路 橋 梁 費	3,393,598
	3. 河 川 費	449,724
	4. 都 市 計 画 費	5,802,775
	5. 下 水 道 費	1,496,610
	6. 住 宅 費	501,693
10. 消 防 費		4,218,313
	1. 消 防 費	4,218,313
11. 教 育 費		13,341,727
	1. 教 育 総 務 費	5,013,035
	2. 小 学 校 費	1,294,026
	3. 中 学 校 費	770,555
	4. 高 等 学 校 費	1,180,496
	5. 幼 稚 園 費	958,338
	6. 社 会 教 育 費	1,351,904
	7. 保 健 体 育 費	2,773,373

款	項	金額
12. 災害復旧費		64,000 <sup>千円</sup>
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公債費		17,601,279
	1. 公債費	17,601,279
14. 諸支出金		194,715
	1. 地元公共事業基金	159,915
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	29,800
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		144,100,000

## 第2表 債務負担行為

### 1. 新規分

事項	期間	限度額
人事給与システム導入経費	令和2年度から 令和7年度まで	187,920 <sup>千円</sup>
電子入札システム導入経費	令和2年度から 令和3年度まで	4,200
財務会計システム導入経費	令和2年度から 令和7年度まで	122,522
防犯カメラ電柱共架料	令和2年度から 令和6年度まで	160
自然環境調査業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	7,000

事 項	期 間	限 度 額
税額通知書印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 16,000
税外債権回収等業務委託	令和2年度から 令和5年度まで	10,800
なら100年会館大ホール・中ホール音響設備賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	55,800
福祉情報システム導入経費	令和2年度から 令和6年度まで	191,308
行旅死亡人葬祭委託	令和2年度から 令和3年度まで	2,025
生活困窮者自立相談業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	57,500
富雄地域における地域子育て支援拠点事業委託	令和2年度から 令和4年度まで	14,864
仮称子どもセンター遊具等設置業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	57,000
こども園・保育園給食食材調達経費	令和2年度から 令和3年度まで	4,000
こども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和2年度から 令和3年度まで	650
仮称子どもセンター建設事業	令和2年度から 令和3年度まで	540,170
仮称子どもセンター防犯カメラ等購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	13,000
認定こども園民間移管施設整備費補助事業	令和2年度から 令和3年度まで	380,032
がん検診受診券印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	3,700
ごみ受付システム導入経費	令和2年度から 令和3年度まで	10,000
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	278,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	29,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	77,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	25,500
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200

事 項	期 間	限 度 額
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和2年度から 令和3年度まで	千円 8,400
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	令和2年度から 令和3年度まで	5,400
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	20,000
衛生浄化センター放流水水質検査等手数料	令和2年度から 令和3年度まで	3,000
六条奈良阪線街路改良工事	令和2年度から 令和3年度まで	300,000
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和2年度から 令和3年度まで	1,100
ストップいじめならダイヤル夜間休日業務委託	令和2年度から 令和5年度まで	11,583
児童用防犯ブザー購入経費	令和2年度から 令和3年度まで	1,300
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	1,386
学校給食献立印刷経費	令和2年度から 令和3年度まで	1,900
学校給食調理員等検便手数料	令和2年度から 令和3年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和2年度から 令和3年度まで	115,000
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	5,500
指定管理者による奈良市北人権文化センターの管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和2年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鴻ノ池球場ほか10施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中央武道場ほか3施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館ほか3施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和4年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 2,694,200	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
スポーツ施設整備事業	4,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	1,273,100	〃	〃	〃
環境改善事業	50,400	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	4,418,400	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	258,600	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	28,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	4,500	〃	〃	〃
道路事業	1,671,400	〃	〃	〃
河川事業	282,000	〃	〃	〃
都市計画事業	2,566,900	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	63,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	268,500	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	2,270,000	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	278,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	59,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	41,700	〃	〃	〃
臨時財政対策	5,100,000	〃	〃	〃
計	21,332,700			

令和2年度奈良市住宅新築資金等  
貸付金特別会計予算

令和2年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 諸収入		7,800 <sup>千円</sup>
	1. 雑収入	7,800
歳入合計		7,800

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		6,893 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	6,893
2. 公債費		907
	1. 公債費	907
歳出合計		7,800

## 令和2年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和2年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		6,932,505 <sup>千円</sup>
	1. 国民健康保険料	6,932,505
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国庫支出金		39,000
	1. 国庫補助金	39,000
4. 県支出金		25,972,384
	1. 県補助金	25,972,384
5. 財産収入		1,302
	1. 財産運用収入	1,302
6. 繰入金		2,481,918
	1. 一般会計繰入金	2,481,918
7. 諸収入		72,771
	1. 延滞金及び過料	101
	2. 雑 入	67,870
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳 入 合 計		35,500,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		千円 404,299
	1. 総 務 管 理 費	318,102
	2. 賦 課 徴 収 費	85,491
	3. 運 営 協 議 会 費	706
2. 保 険 給 付 費		25,814,136
	1. 給 付 諸 費	25,814,136
3. 事 業 費 納 付 金		8,896,000
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	6,080,000
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,069,000
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	747,000
4. 共 同 事 業 拠 出 金		26
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	26
5. 保 健 事 業 費		347,647
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	296,580
	2. 保 健 事 業 費	51,067
6. 基 金 積 立 金		1,302
	1. 基 金 積 立 金	1,302
7. 諸 支 出 金		36,590
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	31,790
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	4,800
歳 出 合 計		35,500,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	5,600 <sup>千円</sup>
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	7,000
特定健康診査受診券印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	2,000

## 令和2年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和2年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,561,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		556,217 <sup>千円</sup>
	1. 国 庫 交 付 金	556,217
2. 保 留 地 処 分 金 収 入		360,000
	1. 保 留 地 処 分 金 収 入	360,000
3. 繰 入 金		429,515
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	429,515
4. 諸 収 入		868
	1. 雑 入	868
5. 市 債		1,214,400
	1. 市 債	1,214,400
歳 入 合 計		2,561,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		1,113,600 <sup>千円</sup>
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1,113,600
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		976,800
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	976,800
3. 公 債 費		470,600
	1. 公 債 費	470,600
歳 出 合 計		2,561,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
大和西大寺駅南地区土地区画整理事業換地計画等作成業務委託	令和2年度から 令和4年度まで	千円 180,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 681,100	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	533,300	〃	〃	〃
計	1,214,400			

## 令和2年度奈良市市街地再開発 事業特別会計予算

令和2年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		92,500 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計繰入金	92,500
歳入合計		92,500

歳出

款	項	金額
1. 公債費		92,500 <sup>千円</sup>
	1. 公債費	92,500
歳出合計		92,500

## 令和2年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和2年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 險 料		7,492,268 <sup>千円</sup>
	1. 介 護 保 險 料	7,492,268
2. 国 庫 支 出 金		7,294,671
	1. 国 庫 負 担 金	5,627,967
	2. 国 庫 補 助 金	1,666,704
3. 支 払 基 金 交 付 金		8,680,847
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8,680,847
4. 県 支 出 金		4,665,773
	1. 県 負 担 金	4,397,957
	2. 県 補 助 金	267,816
5. 財 産 収 入		9,462
	1. 財 産 運 用 収 入	9,462
6. 繰 入 金		5,250,743
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,163,244
	2. 基 金 繰 入 金	87,499
7. 諸 収 入		6,236
	1. 雑 入	6,236
歳 入 合 計		33,400,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		千円 682,232
	1. 総 務 管 理 費	301,042
	2. 賦 課 徴 収 費	24,769
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	356,421
2. 保 険 給 付 費		30,849,000
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	30,849,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,847,906
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,302,287
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	545,619
4. 基 金 積 立 金		9,462
	1. 基 金 積 立 金	9,462
5. 諸 支 出 金		11,400
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,400
歳 出 合 計		33,400,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
三笠地域包括支援センターによる特定高齢者把握業務委託	令和2年度から令和6年度まで	千円 21,896
三笠地域包括支援センターによる包括的支援業務委託	令和2年度から令和6年度まで	91,704

令和2年度奈良市母子父子寡婦  
福祉資金貸付金特別会計予算

令和2年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		10,903 <sup>千円</sup>
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	10,903
2. 繰 越 金		9,864
	1. 繰 越 金	9,864
3. 諸 収 入		21,233
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	21,133
	2. 雑 入	100
4. 市 債		20,000
	1. 市 債	20,000
歳 入 合 計		62,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		57,723 <sup>千円</sup>
	1. 総 務 管 理 費	8,009
	2. 貸 付 金	49,714
2. 諸 支 出 金		4,277
	1. 繰 出 金	4,277
歳 出 合 計		62,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	千円 20,000	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項に定めるところによる。

## 令和2年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和2年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,830,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		千円 5,508,797
	1. 後期高齢者医療保険料	5,508,797
2. 繰 入 金		1,077,367
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,077,367
3. 繰 越 金		35,000
	1. 繰 越 金	35,000
4. 諸 収 入		208,836
	1. 延滞金・加算金及び過料	600
	2. 償還金及び還付加算金	7,269
	3. 雑 入	200,967
歳 入 合 計		6,830,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		千円 62,640
	1. 総 務 管 理 費	45,224
	2. 徴 収 費	17,416
2. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		6,563,807
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	6,563,807
3. 保 健 事 業 費		203,553
	1. 健康保持増進事業費	203,553
歳 出 合 計		6,830,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	4,600 <sup>千円</sup>
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和2年度から 令和3年度まで	1,900

## 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の 制定について

奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の免責額)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の表の左欄に掲げる市長等の区分に応じ、同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

市長等の区分	乗じる数
1 市長	6
2 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
3 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者	2
4 職員（前2項に掲げる職員を除く。）	1

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、善意でかつ重大な過失がないときの市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免責する旨の条例を制定しようとするものである。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額に係る規定を追加しようとするものである。

## 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部改正について

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成16年奈良市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、次項に定めるものを除き」及び「（第2・第4土曜日は、午前9時から午後9時まで）」を削る。

第4条の3中「、次項に定めるものを除き」を削る。

第5条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第12条第1項及び第13条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第14条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表の1の表を次のように改める。

1 センター使用料（パターゴルフ場及びグラウンドゴルフ場を除く。）

区 分	午 前	午 後	全 日
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
談話室	円 2,500	円 2,500	円 5,000
料理実習室	2,500	2,500	5,000
会議室	1,000	1,000	2,000

ミニグラウンド	300	300	600
グラウンド（多目的広場）	500	500	1,000
ゲートボール場	500	500	1,000

別表の2の表の見出し中「、グラウンドゴルフ場及びゲートボール場」を「及びグラウンドゴルフ場」に改め、同表ゲートボール場の項を削る。

別表中3の表を削り、4の表を3の表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市月ヶ瀬福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

月ヶ瀬福祉センターの開館時間の変更等を行おうとするものである。

## 奈良市都祁福祉センター条例の一部改正について

奈良市都祁福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市都祁福祉センター条例（平成17年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条第1項中「次のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「入場時間」を「開場時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入浴施設の開場時間は、午前11時から午後4時までとする。ただし、午後3時30分以後の入場は認めないものとする。

第4条の3第1項第2号中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日」に改める。

第5条第3項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第11条第1項及び第12条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表の1の表を次のように改める。

#### 1 多目的施設使用料

区 分	午 前	午 後	全 日
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00

屋根付き施設 (1面につき)	円 1,000	円 1,000	円 2,000
屋根付き以外の 施設 (1面につき)	500	500	1,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市都祁福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

都祁福祉センターの開館時間の変更等を行おうとするものである。

## 奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を 定める条例の制定について

奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「無料低額宿泊所基準」という。）において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、無料低額宿泊所基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 無料低額宿泊所の事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとしないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(無料低額宿泊所基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、無料低額宿泊所基準附則及び無料低額宿泊所基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

## 奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の制定について

奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を次のように  
制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第  
21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17  
第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、  
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支  
援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以  
下「指定通所支援基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第10条まで  
に定めるもののほか、指定通所支援基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定障害児通所支援事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除  
条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することと  
ならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、

医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

（管理者の特例）

第6条 指定障害児通所支援事業者がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

（勤務体制の確保等の特例）

第7条 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第8条 指定障害児通所支援事業者（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第9条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

（報告）

第10条 指定障害児通所支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(指定通所支援基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定通所支援基準附則及び指定通所支援基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

第7次一括法による関係法令の改正に伴い、児童福祉法に規定する指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定めようとするものである。

## 奈良市動物愛護管理員設置条例の制定について

奈良市動物愛護管理員設置条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市動物愛護管理員設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第37条の3第1項の規定に基づく動物愛護管理員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物愛護管理員)

第2条 法第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(その他)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員の設置に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例の廃止について

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例を次のように廃止しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例を廃止する条例

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例（平成13年奈良市条例第47号）は、廃止する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して1年間は、この条例による廃止前の奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第50条第2項の規定による公衆衛生上講ずべき措置の基準」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する基準」とする。

##### （提案理由）

食品衛生法の一部改正に伴い、公衆衛生上必要な措置の基準について、今後は厚生労働省令で定めることとなったため、条例を廃止しようとするものである。

## 奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成13年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「写し」の次に「及び前条第3項の規定により登録を受けようとする者にあつては、当該浄化槽管理士が第10条第3項に規定する研修を受けていることを証する書面」を加える。

第10条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に、第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修であつて市長が指定するものを受けさせなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者（次項において「既登録業者」という。）に対するこの条例による改正後の奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（次項において「新条例」という。）第10条第3項の規定の適用については、同項中「第2条第2項に規定する登録の有効期間ごと」とあるのは、「奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和2年奈良市条例第 号）の施行の日から令和7年3月31日までの間及び同条例の施行の日以後に開

始する第2条第2項に規定する登録の有効期間ごと」とする。

- 3 既登録業者が、令和7年3月31日以前に有効期間が満了となる登録の更新の登録を受けようとする場合において、その営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に新条例第10条第3項に規定する研修を受けさせていないときは、新条例第3条第2項第2号の規定（当該浄化槽管理士が新条例第10条第3項に規定する研修を受けていることを証する書面に限る。）は、適用しない。

（提案理由）

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士の研修の機会の確保に関する規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の 制定について

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 埋立て等に使用される土砂等の環境上の基準（第6条）
- 第3章 不適正な埋立て等の禁止（第7条・第8条）
- 第4章 土砂等の埋立て等の許可等（第9条—第29条）
- 第5章 許可に係る関係者の義務（第30条—第33条）
- 第6章 保証金の預託（第34条—第36条）
- 第7章 土砂等搬入禁止区域（第37条—第39条）
- 第8章 手数料（第40条）
- 第9章 雑則（第41条—第46条）
- 第10章 罰則（第47条—第52条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

###### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 土砂等 土、砂、破碎石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (3) 事業主 事業活動を自ら行う者又は発注者をいう。
- (4) 事業施工者 事業主との契約により施工を請け負う全ての者及びその下請負人全てをいう。
- (5) 事業者 事業主及び事業施工者をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、保有し、又は管理する土砂等の適正な処理を行うとともに、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止しなければならない。

2 土砂等を発生させる事業者は、発生させる土砂等の減量化を図るとともに、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。

3 埋立て等を行う事業者は、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（土地所有者等の責務）

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、不適正な埋立て等が行われないよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、埋立て等による災害及び生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等を監視する体制を整備するとともに、必要な施策を推進するものとする。

第2章 埋立て等に使用される土砂等の環境上の基準

第6条 市長は、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土壌基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 土壌基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準のうち土壌

の汚染に係るものに準じて定めるものとする。

### 第3章 不適正な埋立等の禁止

(土壤基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の禁止)

第7条 何人も、土壤基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、土壤基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を委託し、又は土壤基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用させてはならない。ただし、生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定める埋立て等については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反して、土壤基準に適合しない土砂等が使用されている、又はそのおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 当該埋立て等を行った者 当該埋立て等の停止及び土壤の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- (2) 当該埋立て等を委託した者 当該埋立て等の委託の停止及び土壤の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- (3) 当該埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用した土地所有者等 当該埋立て等を目的とする所有地等の提供の停止及び土壤の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置

(崩落防止等)

第8条 何人も、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するおそれのある埋立て等を行い、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出するおそれのある埋立て等を委託し、又は土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出しないよう必要な措置を講じないおそれのある者にその所有地等を使用させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 当該埋立て等を行った者 当該埋立て等の停止及び災害を防止するために必要な措置

(2) 当該埋立て等を委託した者 当該埋立て等の委託の停止及び災害を防止するために必要な措置

(3) 当該埋立て等の用に供するためにその所有地等を使用した土地所有者等 当該埋立て等を目的とする所有地等の提供の停止及び災害を防止するために必要な措置

#### 第4章 土砂等の埋立て等の許可等

(埋立て等の許可)

第9条 埋立て等を行おうとする者は、埋立て等の用に供する区域（以下「埋立事業区域」という。）ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

(1) 埋立事業区域の面積が500平方メートル未満である埋立て等（当該埋立事業区域を含む一団の土地の区域でその面積が500平方メートル以上のものにおいて埋立て等を行うこととなるものを除く。）

(2) 埋立て等の高さが1メートル以下となる埋立て等

(3) 土地の造成その他の事業の区域において行う埋立て等であつて、当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの

(4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等

(5) 法令等に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち規則で定めるもの

(6) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等

(7) その他規則で定める埋立て等

(土地所有者等の同意)

第10条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、第12条第1項の規定による申請の場合にあつては同項各号に掲げる事項を、同条第2項の規定による申請の場合にあつては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、同条第2項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

3 第26条第1項の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者等に対し、同

条第2項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺地域の住民への周知)

第11条 申請者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、埋立事業区域の周辺地域の住民に対し、埋立て等の計画の内容について説明会を開催する等、当該埋立て等の周知に関し必要な措置を講じ、その結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更の許可の申請をしようとする者について準用する。

(許可の申請の手続)

第12条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 埋立て等の目的及び種別

(3) 埋立事業区域の位置及び面積

(4) 埋立て等に供する施設の設置に関する計画

(5) 埋立て等に使用される土砂等の量

(6) 埋立て等の期間

(7) 埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状

(8) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画

(9) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置

(10) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置

(11) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

(12) 埋立事業区域外への排水の水質検査を行う場合は、そのために講ずる措置

(13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、埋立て等が埋立事業区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）である場合にあっては、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第4号まで及び第7号から第13号までに掲げる事項

- (2) 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
- (3) 埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項の申請書には、第10条第1項の同意を得たことを証する書面、埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第1項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 申請者は、第1項第6号の埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。

(許可の基準)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 事業者、管理責任者、規則で定める使用人（以下「特定使用人」という。）及び次項第5号に規定する保証人（以下これらの者を「事業者等」という。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ア) 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるものに違反したこと。

(イ) (ア)に掲げる法令の規定に基づく処分に違反したこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第32条の3第7項又は第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと。

(エ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条の罪を犯したこと。

(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したこと。

エ 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等

- オ 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令（これらの規定（第33条を除く。）による埋立て等の停止の命令を除く。カにおいて同じ。）を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの
- カ 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していない法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）
- キ 第7条、第8条又は第27条の規定による埋立て等の停止の命令を受けた者で、その停止の期間を経過しないもの
- ク 第7条、第8条又は第27条の規定による埋立て等の停止の命令を受けた者で、その停止の期間を経過しない法人の役員
- ケ 第28条第1項（第3号及び第4号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第15条第1項の規定による通知（以下「聴聞通知」という。）があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- コ 第28条第1項（第3号及び第4号を除く。）の規定により許可を取り消す処分に係る聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第24条第1項の規定による届出をした者（当該届出がなかった場合は、当該処分を受けることになった者として市長が認める者に限る。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの（当該届出をした者が法人である場合にあっては聴聞通知があった日前60日以内に当該法人の役員若しくは特定使用人であった者、当該届出をした者が個人である場合にあっては聴聞通知があった日前60日以内に当該個人の特定使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないものを含む。）
- サ 埋立て等の事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り

る相当の理由がある者

シ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからサまでのいずれかに該当するもの

ス 法人でその役員のうちにアからサまでのいずれかに該当する者があるもの

セ エに掲げる者がその事業活動を支配する法人

- (2) 第10条第1項の同意を得ていること。
- (3) 埋立事業区域を含む土地と隣接する土地との境界が確定していること。
- (4) 埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- (5) 許可を受けた日から6月以内に埋立て等に着手する計画となっていること。
- (6) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (7) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (8) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために必要な措置が講じられていること。
- (9) 埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状（当該申請が一時堆積に係るものである場合にあっては、埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状）並びに埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。
- (10) 管理責任者を置くこと。
- (11) 申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。

2 市長は、前条の規定による申請の埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。ただし、申請の内容が一時堆積に係るものである場合にあっては、第4号及び第5号を除く。

- (1) 埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）を設置し、管理責任者を常駐させること。

- (2) 埋立事業区域の表土が土壌基準に適合するものであること。
- (3) 埋立て等の事業が施工されている間において、排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること。
- (4) 申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに必要な能力を有すること。
- (5) 災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を行うために必要な能力を有する者であって、当該埋立て等を確実に行うことができると認められるものとして規則で定める者（以下「保証人」という。）を立てていること。
- (6) 第34条第3項の質権設定契約を締結していること。

（許可の条件）

第14条 市長は、第9条の許可をするに当たり、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（変更の許可等）

第15条 第9条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、第12条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容及び理由
- (3) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、第10条第2項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面、第11条第2項において準用する同条第1項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 前2条の規定は、第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更を行ったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(土地所有者等への通知)

第16条 許可事業者は、当該許可を受けた日後15日以内に、第10条第1項の同意をした土地所有者等に、当該許可に係る申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項各号に掲げる事項を、一時堆積によるものである場合にあっては当該許可に係る同条第2項各号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

2 前項の場合において、許可事業者は、当該許可に第14条の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後15日以内に、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地所有者等に書面で通知しなければならない。

3 前条第1項の変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた日後15日以内に、第10条第2項に規定する同意をした土地所有者等に、当該変更の許可に係る前条第2項各号に掲げる事項及び当該変更の許可に前条第4項において準用する第14条の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件の内容を書面で通知しなければならない。

4 許可事業者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更の日後30日以内に、当該変更に係る埋立事業区域内の土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(埋立て等の着手の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等に着手しようとするときは、着手する日の7日前までに、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項の同意をした土地所有者等に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による変更の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第2項」と読み替えるものとする。

(土砂等の搬入の報告)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、規則で定める量ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合しているこ

とを証する書面を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

(土砂等管理台帳の作成)

第19条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に用いた土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、これを保存しなければならない。

(土砂等の量の報告)

第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該埋立て等に使用された土砂等の量（一時堆積である場合にあつては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第21条 許可事業者（埋立事業区域が3,000平方メートル未満の者を除く。以下この項及び次項並びに第23条において同じ。）は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立事業区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域外への排水が規則で定める水質の基準（以下「水質基準」という。）に適合していないことを確認したときは、当該事実を確認した日から7日以内に、その旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立事業区域及び

埋立て等に供する施設が設置される区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定により掲示した標識の記載事項に変更が生じたときは、当該変更の日から15日以内に、当該変更に係る事項を書き換えなければならない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立事業区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(関係図書の閲覧)

第23条 許可事業者は、当該許可に係る管理事務所において、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した図書の写し及び第19条に規定する土砂等管理台帳を地域住民その他当該埋立て等について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(埋立て等の完了の届出等)

第24条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した埋立て等を再開したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出(休止した埋立て等を再開した場合の届出を除く。)があったときは、当該届出に係る埋立て等が第9条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により当該届出に係る埋立て等が第9条の許可の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

(名義貸し等の禁止)

第25条 許可事業者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る埋立て等を行わせてはならない。

(地位の承継)

第26条 許可事業者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合で、その全員同意により承継すべき相続人を選定したとき)又は合併、分割の当事者(合併、分割の当事者)のうち、その者が、第5項において同

じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業の全部を承継した法人は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた第9条の許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者(以下「承継申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(3) 承継申請者が第13条第1項第1号シの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第10条第3項に規定する同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第13条第1項(第1号、第2号及び第11号に係る部分に限る。)の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第10条第1項」とあるのは、「第10条第3項」と読み替えるものとする。

5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第9条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

(命令)

第27条 市長は、許可事業者が埋立て等に使用した土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けないで埋立て等を行った者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の

全部又は一部を撤去するとともに、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、必要な限度において、第24条第3項に規定する者及びその事業施工者又は次条第2項に規定する者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、許可事業者に係る埋立て等が、第13条第1項第8号又は第9号の規定に適合しないと認めるときは、必要な限度において、当該許可事業者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 市長は、許可事業者に係る埋立て等において土壌基準に適合しない土砂等が使用され、又はそのおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及び土壌の汚染の状態の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

6 市長は、許可事業者に係る埋立事業区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、必要な限度において、当該許可事業者及びその事業施工者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等の停止及びその原因の調査並びに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第28条 市長は、許可に係る事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の規定による承認を受けたとき。

(3) 第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る埋立

て等に着手していないとき。

- (4) 1年以上引き続き埋立て等を施工していないとき。
- (5) 第13条第1項第1号に該当するに至ったとき。
- (6) 第13条第2項第1号、第3号、第4号、第5号又は第6号の規定に適合しなくなった場合
- (7) 第14条（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (8) 第15条第1項本文の規定に違反したとき。
- (9) 第18条から第21条までの規定に違反したとき。
- (10) 第25条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

（関係図書の保存）

第29条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等について、第24条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から3年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。

## 第5章 許可に係る関係者の義務

（保証人の義務）

第30条 保証人は、保証をした許可事業者が当該許可に係る埋立て等の施工において、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、許可事業者に代わって、当該措置を講じなければならない。

（保証人に対する命令）

第31条 市長は、第27条の規定による命令を受けた者が当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る許可事業者の保証人に対し、期限を定めて、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（同意をした土地所有者等の義務）

第32条 第10条各項の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る埋立て等が施工さ

れている間、規則で定めるところにより、定期的に当該埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の土地所有者等は、同項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容（第10条各項の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、当該事実を知った日から7日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項の土地所有者等は、当該同意に係る埋立事業区域の土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、当該事実を知った日から7日以内に、その旨を市長に通報しなければならない。

（同意をした土地所有者等に対する命令）

第33条 市長は、埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあり、災害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、第10条各項の同意をした土地所有者等で次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、当該許可に係る埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の内容と明らかに異なる埋立て等が行われていた場合に限る。）を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

(3) 前条第3項の規定による通報を怠った者

#### 第6章 保証金の預託

（保証金の預託）

第34条 申請者は、当該申請に係る埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上であるときは、埋立て等の適正な施工並びに埋立て等に使用する土砂等による災害の防止及び生活環境の保全等を保証するため、市長と協議して定めた金融機関に、保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 保証金の額は、300万円及び搬入土量（一時堆積である場合にあっては、最大堆積

時の土砂等の数量)に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項において同じ。)の合計額とする。ただし、搬入土量を増加しようとするときは、当該増加する搬入土量に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した申請者は、預入した保証金に市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、搬入土量を増加しようとする場合に準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは、「第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(保証金の使途)

第35条 保証金は、許可事業者が当該許可に係る埋立て等を適正に行わないことにより、当該埋立て等に使用した土砂等による災害が生じ、若しくは生ずるおそれがあるにもかかわらず必要な措置を講じないとき、又は生活環境の保全上の支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるにもかかわらず必要な措置を講じないときに、市が実施する当該災害の防止、生活環境の保全等のための必要な措置に要する経費に充てるものとする。

(質権設定契約の解除)

第36条 市長は、第9条の許可又は第15条第1項の規定による変更の許可の申請に対して許可をしないこととしたとき、又は第24条第1項本文の規定による届出があり、同条第2項の規定による確認の結果、許可の内容に適合していると認めたときは、第34条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第34条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

## 第7章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第37条 市長は、埋立事業区域(500平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の区域において埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立事業区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。

4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土砂等の搬入禁止)

第38条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第39条 市長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第37条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

## 第8章 手数料

第40条 第9条又は第15条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請の際、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条の許可の申請 1件につき54,000円(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の場合にあつては、30,000円)

(2) 第15条第1項の許可の申請 1件につき34,000円(埋立事業区域が3,000平方メートル未満の場合にあつては、22,000円)

## 第9章 雑則

(報告の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行った者に対し、埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該埋立て等を委託した者に対し、委託した土砂等の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立事業区域内の土地所有者等に対し、当該埋立て等を行った者その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行った者又は埋立て等を委託した者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 第37条第7項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

第43条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに違反の事実を公表することができる。

(1) 第7条、第8条、第27条、第31条又は第33条の規定による命令に違反した者

(2) 第9条又は第15条第1項の規定に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(警察本部長からの意見聴取)

第44条 市長は、第9条の許可若しくは第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の承認をしようとするときは、第13条第1項第1号エ又はシからセまでのいずれかに該当する事由（同号シからセまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号エに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第28条第1項第5号の規定による許可の取消しをしようとするときは、第13条第1項第1号エ又はシからセまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

(協力要請)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係行政機関、事業者等、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(規則への委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第10章 罰則

(罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、埋立て等を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、第15条第1項の規定による変更の許可又は第26条第1項の承認を受けた者
- (3) 第25条の規定に違反して、第三者に当該許可に係る埋立て等を行わせた者
- (4) 第27条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者
- (5) 第31条の規定による命令に違反した者
- (6) 第38条の規定に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項第1号又は第2号の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条第2項第1号又は第2号の規定による命令に違反した者
- (3) 第27条第6項の規定による命令に違反した者
- (4) 第33条の規定による命令に違反した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項第3号の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条第2項第3号の規定による命令に違反した者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定す

る事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

- (3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第21条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者
- (8) 第22条第3項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者
- (9) 第41条第1項から第3項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (10) 第42条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第29条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第9条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(提案理由)

土砂等による土地の埋立て等について、災害の防止及び生活環境の保全の観点から必要な規制を定めようとするものである。

## 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第16条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第13項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げ、保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げ等所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市工場立地法準則条例の制定について

奈良市工場立地法準則条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。））に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下これらを「工業地域等」という。）	100分の5以上	100分の10以上

都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域（以下これらを「市街化調整区域等」という。）	100分の5以上	100分の10以上
---	----------	-----------

2 前項に規定する緑地面積率を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる太陽光発電施設と重複する土地の面積及び建築物屋上等緑化施設（省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。）の面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第4条 特定工場の敷地が前条第1項に規定する区域又は当該区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条第1項に規定する区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該敷地の全部について適用し、同条第1項に規定する区域以外の区域に存する部分の敷地割合が最も高いときは同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

（他の地方公共団体の長との協議）

第5条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次表に掲げる区分に応じ、同表の式によって行うものとする。

区 分	既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げるいずれかの業種に属する場合	準工業地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
	工業地域等及び市街化調整区域等	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合	準工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
	工業地域等及び市街化調整区域等	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

（提案理由）

企業誘致促進のため、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用する一定の区域における緑地面積率等の割合の緩和に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を次のように制定しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における新たな地域経済<sup>けん</sup>牽引事業を促進し、もって経済の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済牽引事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。
- (2) 促進区域 市内における法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (3) 地域経済牽引事業者 促進区域において地域経済牽引事業を行う事業者をいう。
- (4) 地域経済牽引事業計画 法13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。
- (5) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

#### (課税免除の適用範囲)

第3条 市長は、地域経済牽引事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により地域

経済牽引事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から令和5年3月31日までの間に促進区域において対象施設を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する固定資産税については、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分限り、免除することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、固定資産税の課税免除を行わないものとする。

(1) 市税を滞納しているとき。

(2) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人その他の団体にあつては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

（課税免除の申請及び通知）

第4条 前条第1項の規定による免除を受けようとする地域経済牽引事業者は、免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査の上、免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請内容の変更等の届出）

第5条 前条第2項の規定による課税免除の決定を受けた地域経済牽引事業者は、同条第1項の規定による申請の内容に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（課税免除の承継）

第6条 第4条第2項の規定による課税免除の決定を受けた地域経済牽引事業者に組織再編（会社法（平成17年法律第86号）第2条第27号から第32号までに規定する行為及び事業の一部又は全部の譲渡その他これらに類するものをいう。）が生じた場合は、対象施設が引き続き当該組織再編が生じる前と同様の地域経済牽引事業の用に供されて

いるときに限り、当該地域経済牽引事業の承継者は、その旨を市長に届け出ることによって、同項の規定により課税免除の決定を受けた期間の残期間について当該地域経済牽引事業者の地位を承継することができる。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、第4条第2項の規定により課税免除の決定を受けた地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。

- (1) 地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 地域経済牽引事業の廃止又は休止があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の課税免除を行うことが適当でないと認めるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

企業誘致促進のため、新たな地域経済牽引事業者に対する固定資産税の課税免除の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 奈良市伝統的家屋交流施設条例の廃止について

奈良市伝統的家屋交流施設条例を次のように廃止しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市伝統的家屋交流施設条例を廃止する条例

奈良市伝統的家屋交流施設条例（平成17年奈良市条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

梅の里ふれあい館を廃止しようとするものである。

## 奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1 項第1号に掲げ る工作物	第一種電柱	1本につき1年	730円
	第二種電柱		1,100円
	第三種電柱		1,500円
	第一種電話柱		650円
	第二種電話柱		1,000円
	第三種電話柱		1,400円
	その他の柱類		65円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートル につき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線 類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方	390円	

			メートルにつき 1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			550円
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき 1年	4,300円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	1,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			78円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			120円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			160円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			270円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			390円
	外径が1メートル以上のもの			780円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	1,300円
法第32条第1項第5号に掲げ	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額

る施設	階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,100円
	地下に設ける通路			1,300円
	その他のもの			1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	43円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	430円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300円
	標識		1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43円
		その他のもの	1本につき1月	430円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430円

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300円
		その他のもの		2,100円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき 1月	430円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				130円
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額
その他前各項により難い占有物件			前各項に準じて市長が定める額	

別表備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 占有の期間が1月未満であるときの占有料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 奈良市準用河川管理条例（平成12年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占有料

区 分	種 別	単 位	占 用 料	摘 要
流水占有料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,230円	
土地占有料	第一種電柱	1本 1年につき	730円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	1,100円	
	第三種電柱	1本 1年につき	1,500円	

第一種電話柱	1本 1年につき	650円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
第二種電話柱	1本 1年につき	1,000円	
第三種電話柱	1本 1年につき	1,400円	
公衆電話所	1個 1年につき	1,300円	
埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	160円
	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	270円
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	390円
	外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	780円
仮設建築物	1平方メートル 1月につき	130円	露店、工事用建築物その他これに類するもの
通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1,270円	
その他前各項により難しい工作物	1平方メートル 1年につき	2,600円	
原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	130円	農耕地、採草地等

	養魚	1平方メートル 1年につき	350円	
--	----	------------------	------	--

別表の1の表備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の2の表転石の項中「630円」を「640円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「5,840円」を「5,940円」に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 採取料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1,160円」を「1,270円」に改め、同条第3項中「第6項及び第7項」を「第6項、第7項及び第9項から第11項まで」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考以外の部分を次のように改める。

## 2 都市公園を占有する場合

占有物件		単位	期間	金額
電柱、電線、 変圧塔その 他これらに 類するもの	第一種電柱	1本	1年	730円
	第二種電柱			1,100円
	第三種電柱			1,500円
	第一種電話柱			650円
	第二種電話柱			1,000円
	第三種電話柱			1,400円
	その他の柱類			65円

	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類			4円
	地表に設ける変圧器	1個	1年	640円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	390円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,300円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,300円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	27円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			39円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			59円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			78円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			120円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			160円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			270円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			390円
	外径が1メートル以上のもの			780円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,300円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	550円	
公衆電話所			1,300円	

競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	430円
標識	1本	1年	1,000円
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,300円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	430円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		

別表の2の表備考第7項中「占用料」を「使用料」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「占用料」を「使用料」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

6 占用物件に係る使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表の3の表備考に次の1項を加える。

3 使用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第23条又は第24条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第2条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定により許可を受けている者又は現に占有している者の当該占有に係る占有料の額については、第3条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第2項第2号及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第4条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令の一部改正に準拠し、市道、準用河川、法定外公共物及び都市公園に係る占有料等の額の改定その他所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市学校給食センター条例の一部改正について

奈良市学校給食センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例

奈良市学校給食センター条例（平成17年奈良市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市月ヶ瀬学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

東部地域における効率的な給食実施の観点から、月ヶ瀬学校給食センターを廃止しようとするものである。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び  
奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）第6条
- (2) 奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）第6条  
附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴う引用条文の整理を行おうとするものである。

## 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告   |
| 2 契約の始期  | 令和2年4月1日  |
| 3 契約の金額  | 12,000千円を上限とする額   |
| 4 契約の相手方 |  |

福竹 徹

公認会計士

奈良市議案第43号

## 市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止しようとする。

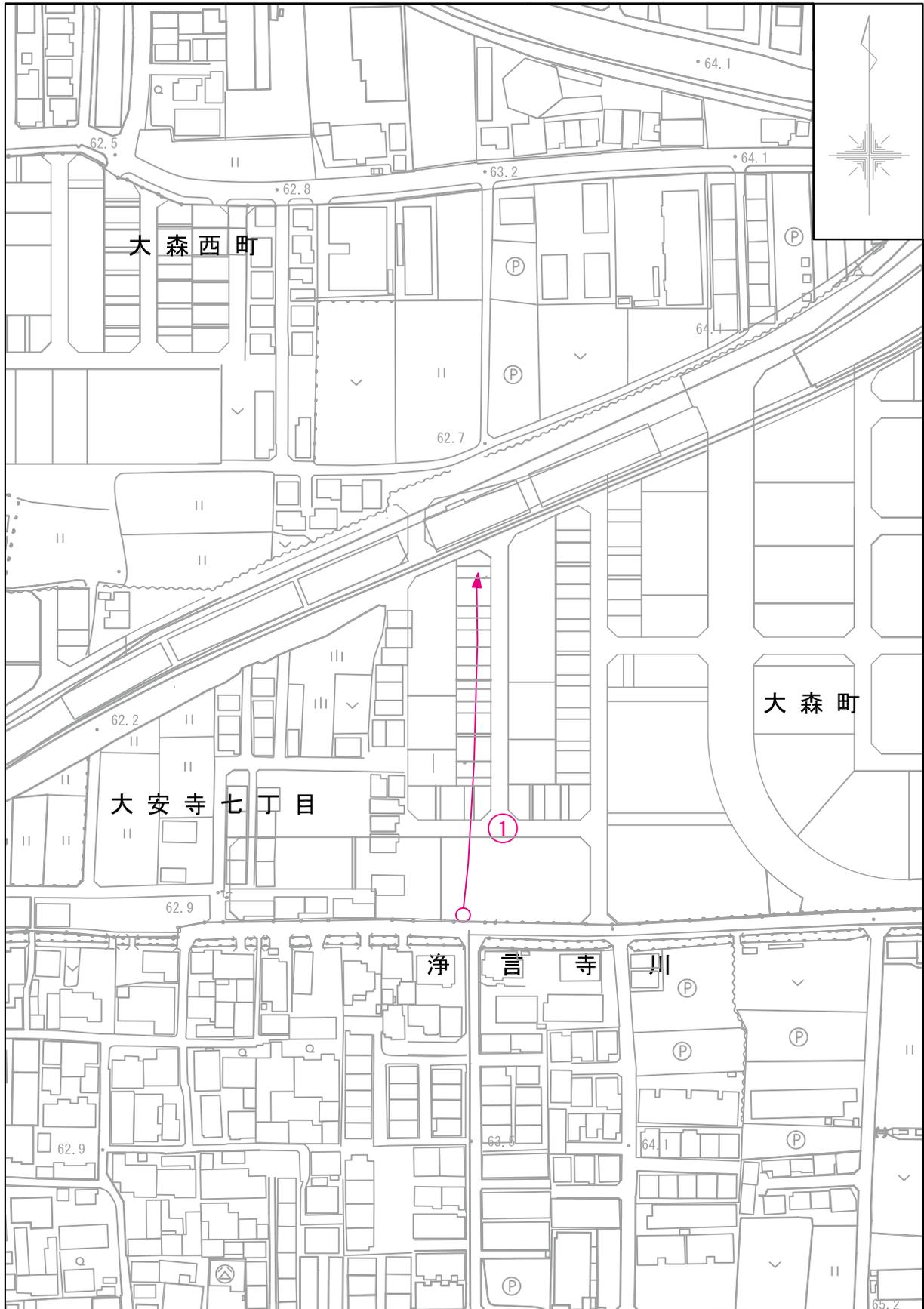
令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第55号線	大安寺町 677番1地先から	大森町 156番1地先まで	L = 135.5 W = 1.8~4.8
2	中部第134号線	中山町 45番6地先から	秋篠町 1170番23地先まで	L = 197.9 W = 4.2~4.5
3	西部第414号線	学園大和町五丁目 197番地先から	学園大和町五丁目 730番地先まで	L = 418.0 W = 5.9~6.2

① 南部第55号線

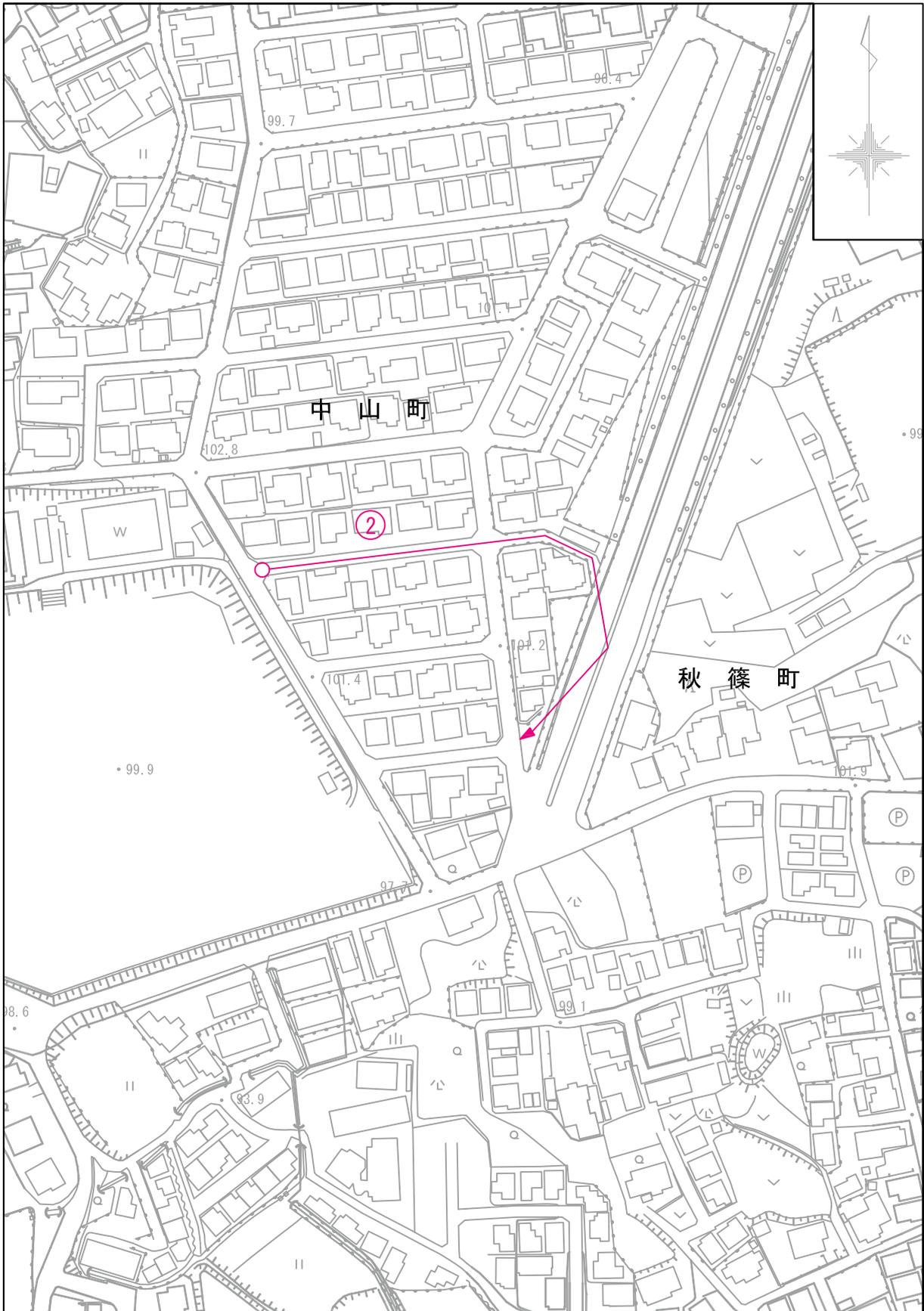
○ → 廃止しようとする路線



② 中部第134号線

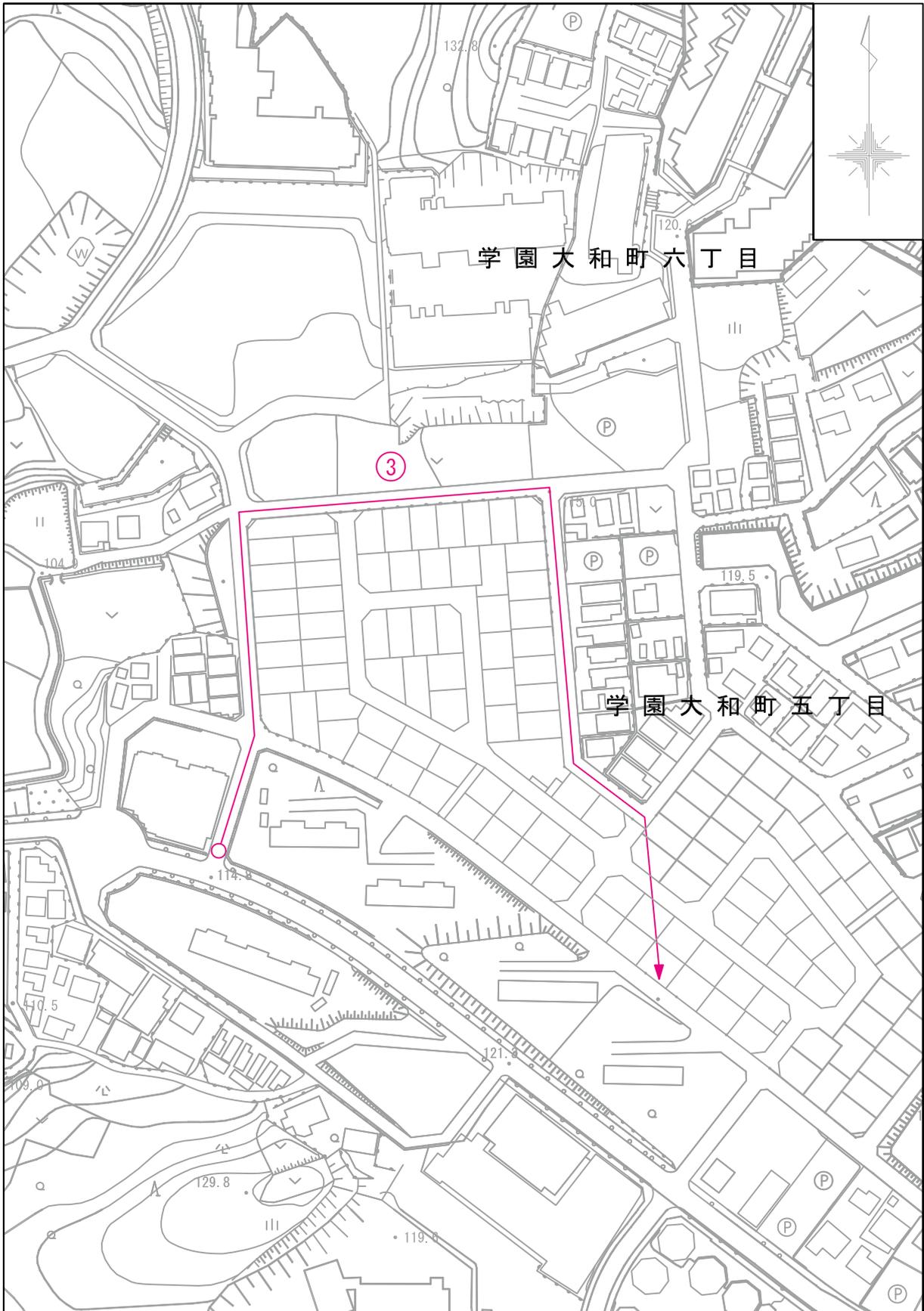


廃止しようとする路線



③ 西部第414号線

○ → 廃止しようとする路線



奈良市議案第44号

## 市道路線の認定について

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

令和2年2月27日提出

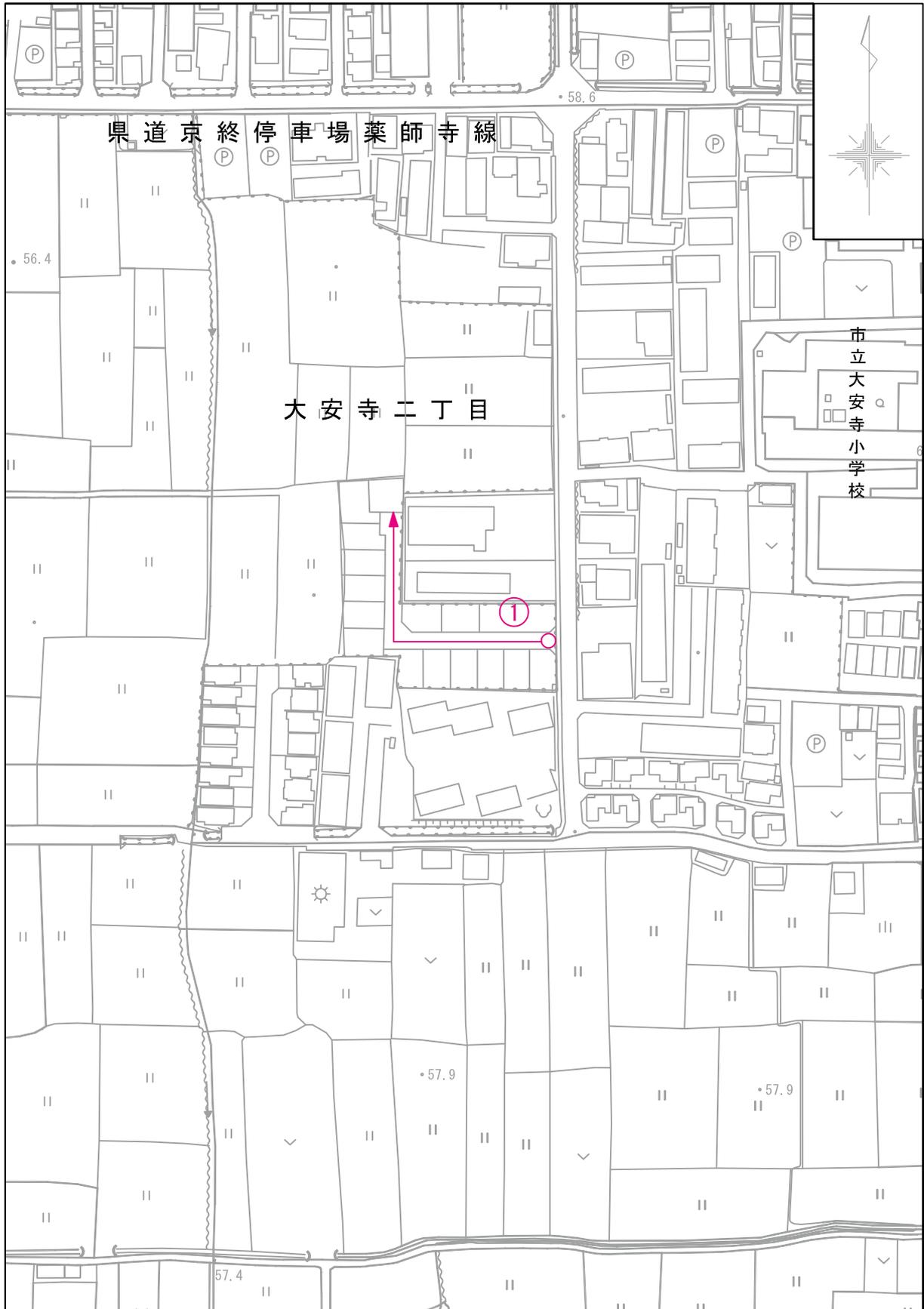
奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第722号線	大安寺二丁目 48番5地先から	大安寺二丁目 50番1地先まで	L = 102.0 W = 6.0~8.0
2	南部第723号線	神殿町 392番20地先から	神殿町 392番15地先まで	L = 65.9 W = 6.0~10.0
3	北部第814号線	高畑町 181番36地先から	高畑町 181番37地先まで	L = 299.1 W = 6.0
4	北部第815号線	法蓮町 1514番192地先から	法蓮町 1514番194地先まで	L = 23.4 W = 6.0~8.0
5	北部第816号線	紀寺町 797番5地先から	紀寺町 797番9地先まで	L = 58.5 W = 6.0~8.0
6	北部第817号線	紀寺町 797番12地先から	紀寺町 797番15地先まで	L = 21.3 W = 6.0~8.0
7	北部第818号線	白毫寺町 1195番3地先から	横井町 924番6地先まで	L = 162.6 W = 8.2~42.5
8	中部第134号線	中山町 45番6地先から	秋篠町 1170番20地先まで	L = 126.3 W = 4.3
9	中部第1743号線	中山町 1408番1地先から	中山町 1411番1地先まで	L = 59.4 W = 6.0~8.0
10	中部第1744号線	四条大路三丁目 980番1地先から	四条大路三丁目 979番9地先まで	L = 63.7 W = 6.0~8.1
11	中部第1745号線	五条畑一丁目 5175番15地先から	五条畑一丁目 5175番11地先まで	L = 47.0 W = 6.0~8.0
12	中部第1746号線	五条畑一丁目 5175番7地先から	五条畑一丁目 5175番4地先まで	L = 17.6 W = 6.0~8.0
13	中部第1747号線	あやめ池北三丁目 1094番2地先から	あやめ池北三丁目 1100番5地先まで	L = 75.1 W = 6.0~8.3
14	中部第1748号線	宝来町 1154番2地先から	宝来町 1160番11地先まで	L = 228.3 W = 6.0~8.1
15	中部第1749号線	宝来町 1160番29地先から	宝来町 1160番32地先まで	L = 20.2 W = 6.0~10.2
16	中部第1750号線	宝来町 1160番13地先から	宝来町 1160番16地先まで	L = 43.7 W = 6.0~8.0
17	中部第1751号線	宝来町 1160番46地先から	宝来町 1160番53地先まで	L = 67.3 W = 6.0~10.0
18	中部第1752号線	宝来町 1160番39地先から	宝来町 1160番37地先まで	L = 16.9 W = 4.3
19	中部第1753号線	疋田町三丁目 454番地先から	疋田町三丁目 460番11地先まで	L = 82.6 W = 6.0~13.0
20	中部第1754号線	疋田町三丁目 460番24地先から	疋田町三丁目 460番27地先まで	L = 61.8 W = 6.0~8.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	西部第414号線	学園大和町五丁目 197番地先から	学園大和町五丁目 85番55地先まで	L = 489.0 W= 6.0~6.2
22	西部第1463号線	学園大和町五丁目 709番83地先から	学園大和町五丁目 709番69地先まで	L = 165.3 W= 6.0
23	西部第1464号線	学園大和町五丁目 709番105地先から	学園大和町五丁目 709番111地先まで	L = 88.7 W= 6.0
24	西部第1465号線	学園大和町五丁目 207番7地先から	学園大和町五丁目 709番68地先まで	L = 22.3 W= 6.0
25	西部第1466号線	学園大和町五丁目 85番36地先から	学園大和町五丁目 85番44地先まで	L = 123.6 W= 6.0
26	西部第1467号線	二名三丁目 1095番1地先から	二名三丁目 1190番4地先まで	L = 54.0 W= 6.2~8.0
27	西部第1468号線	百楽園三丁目 432番54地先から	百楽園三丁目 432番57地先まで	L = 31.5 W= 6.0~8.2
28	西部第1469号線	鳥見町四丁目 4番11地先から	鳥見町四丁目 4番14地先まで	L = 27.0 W= 6.0~8.0
29	西部第1470号線	学園朝日元町二丁目 476番10地先から	学園朝日元町二丁目 474番5地先まで	L = 38.8 W= 6.0~8.0
30	西部第1471号線	学園朝日元町二丁目 478番2地先から	学園朝日元町二丁目 478番9地先まで	L = 70.7 W= 6.0~8.0
31	西部第1472号線	二名三丁目 1105番59地先から	二名三丁目 1105番62地先まで	L = 27.4 W= 6.0~8.0

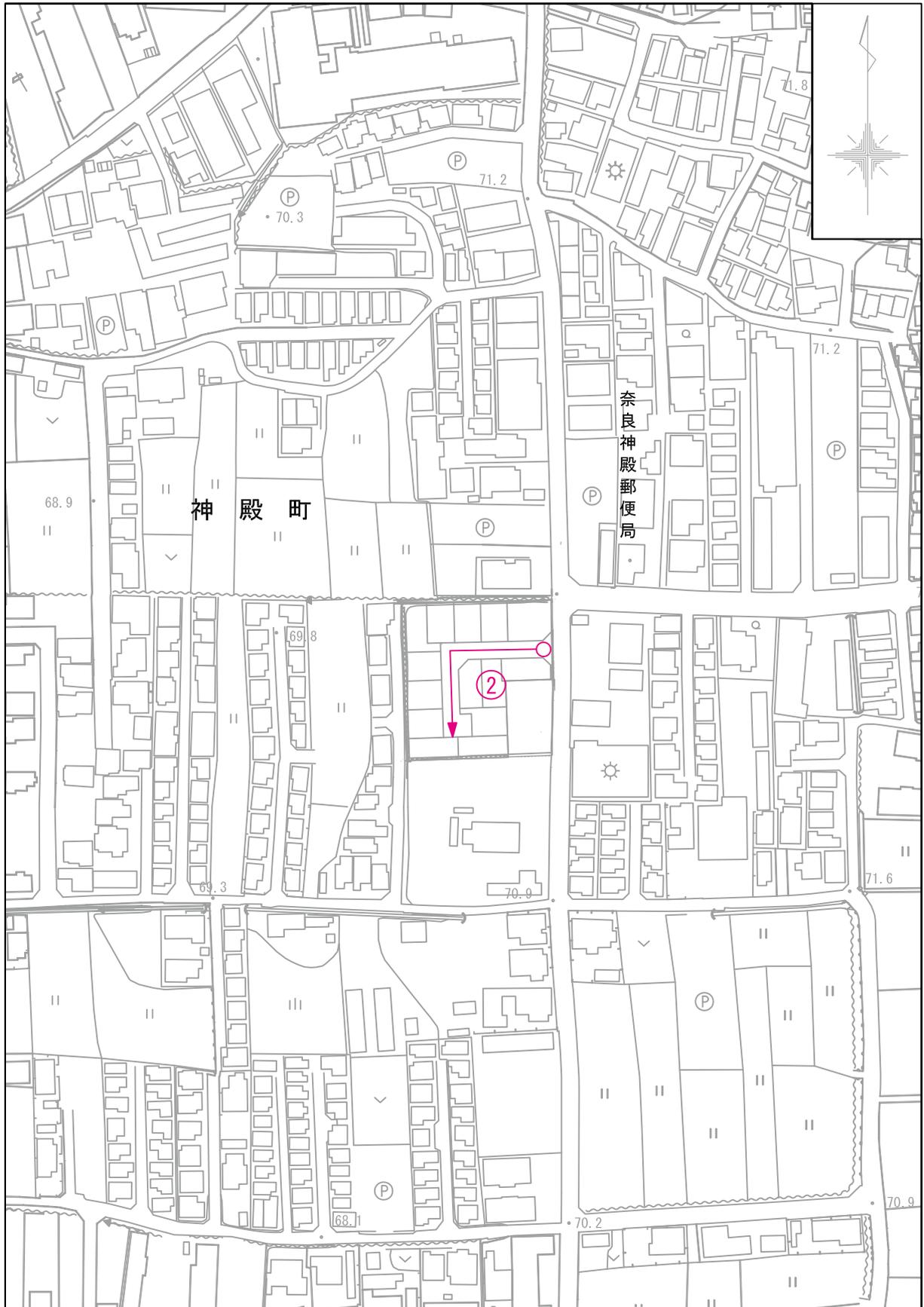
① 南部第722号線

○ → 認定しようとする路線



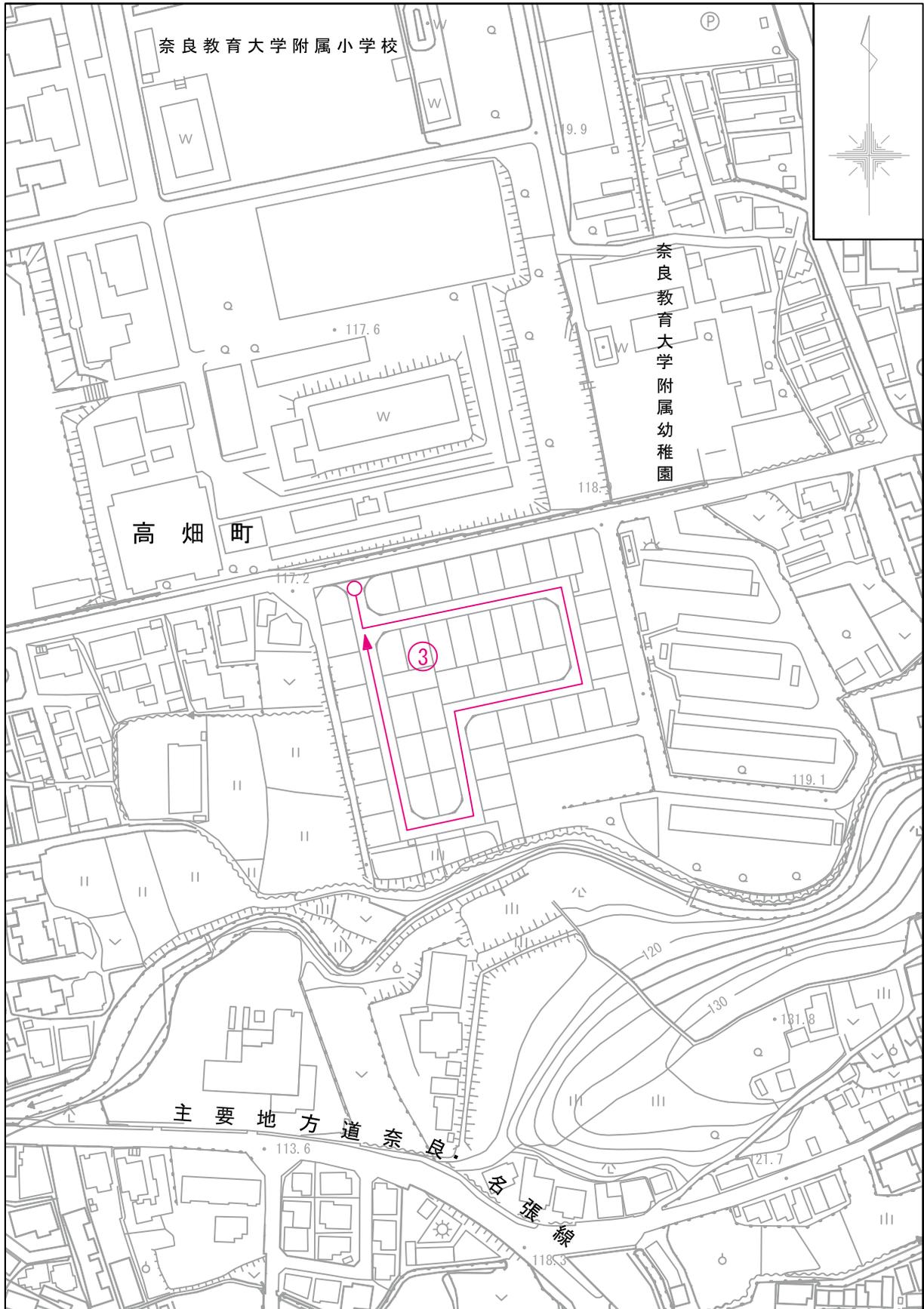
② 南部第723号線

○ → 認定しようとする路線



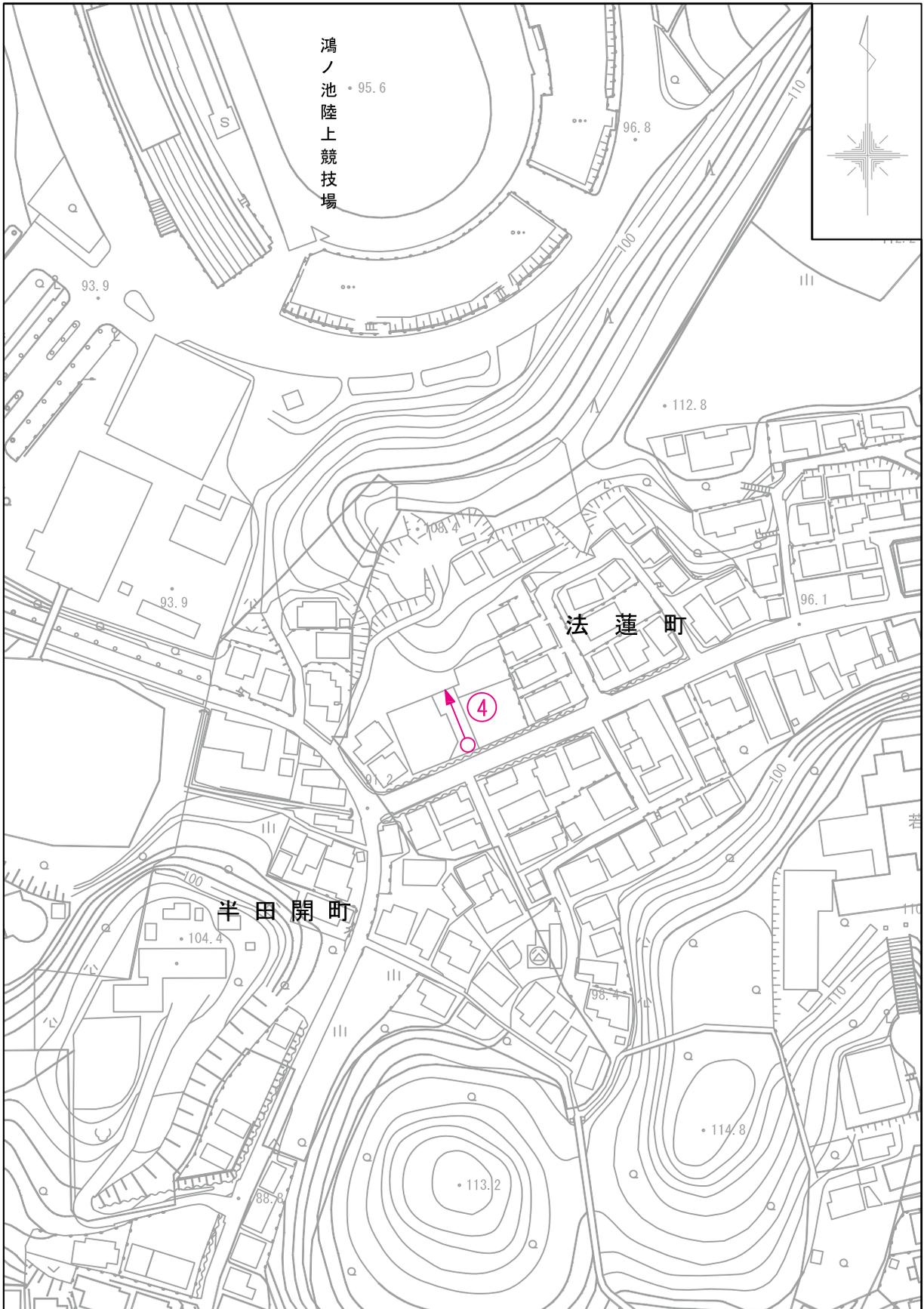
③ 北部第814号線

○ → 認定しようとする路線



④ 北部第815号線

→  
認定しようとする路線

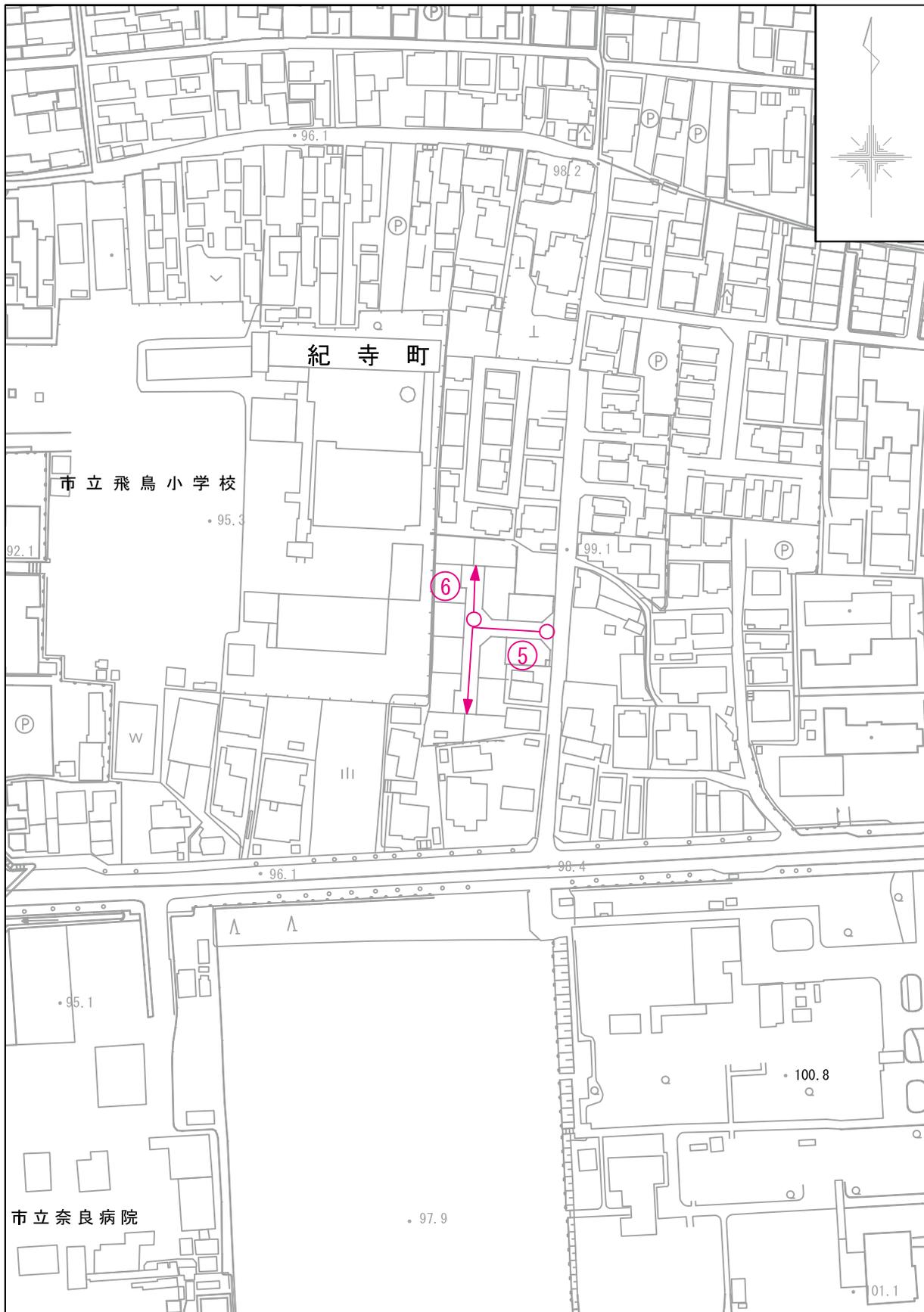


⑤ 北部第816号線

⑥ 北部第817号線

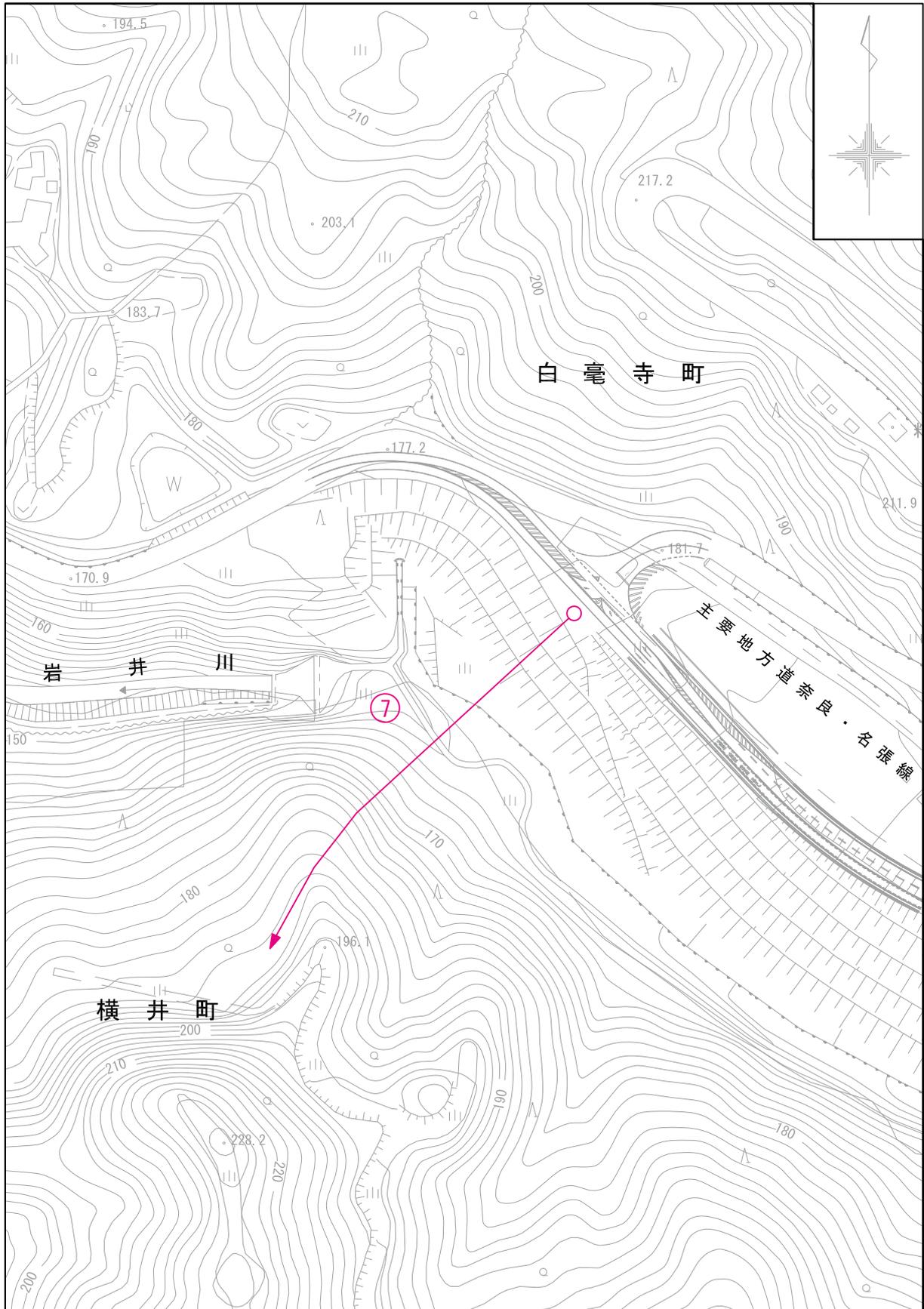


認定しようとする路線



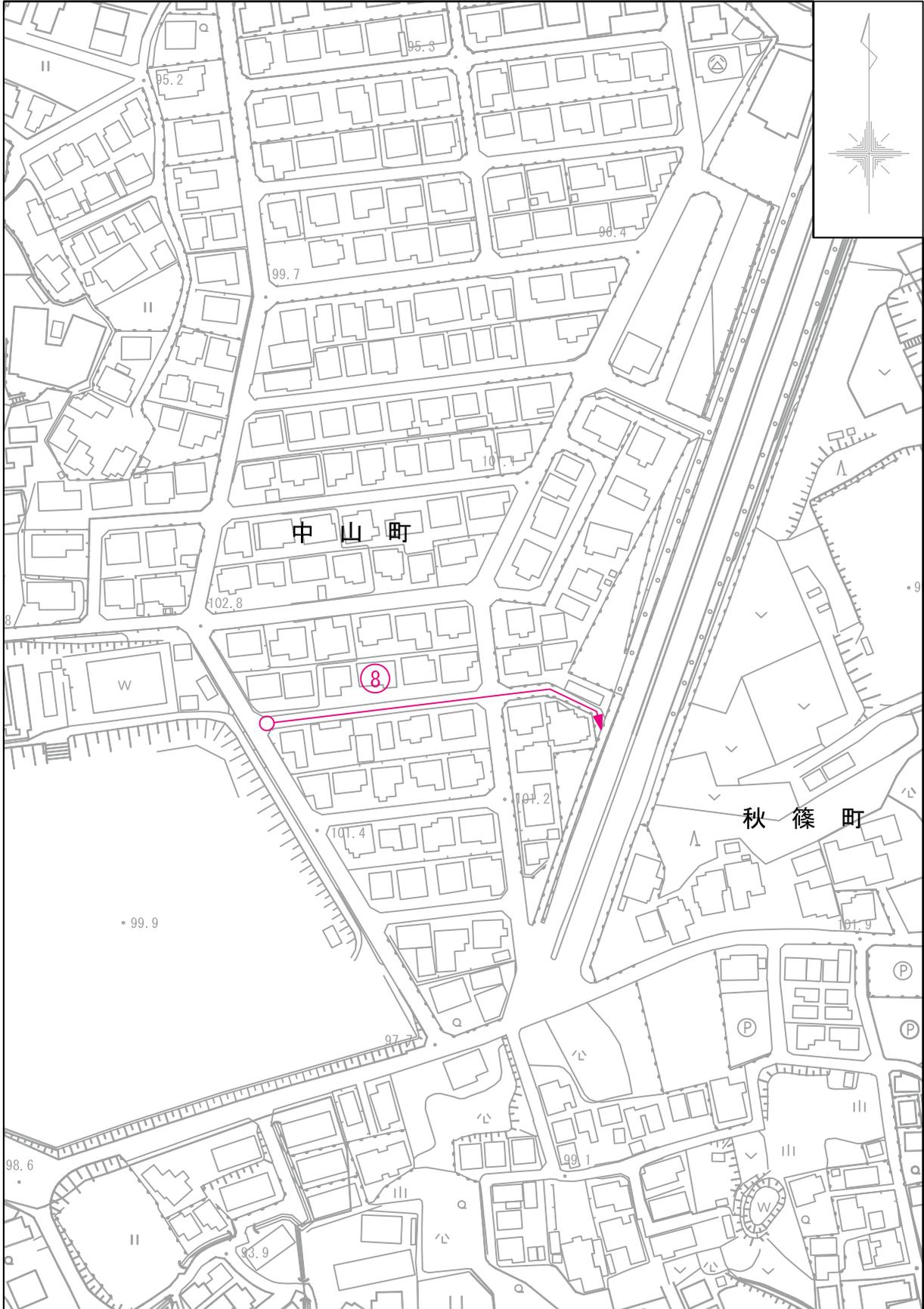
⑦ 北部第818号線

○ → 認定しようとする路線



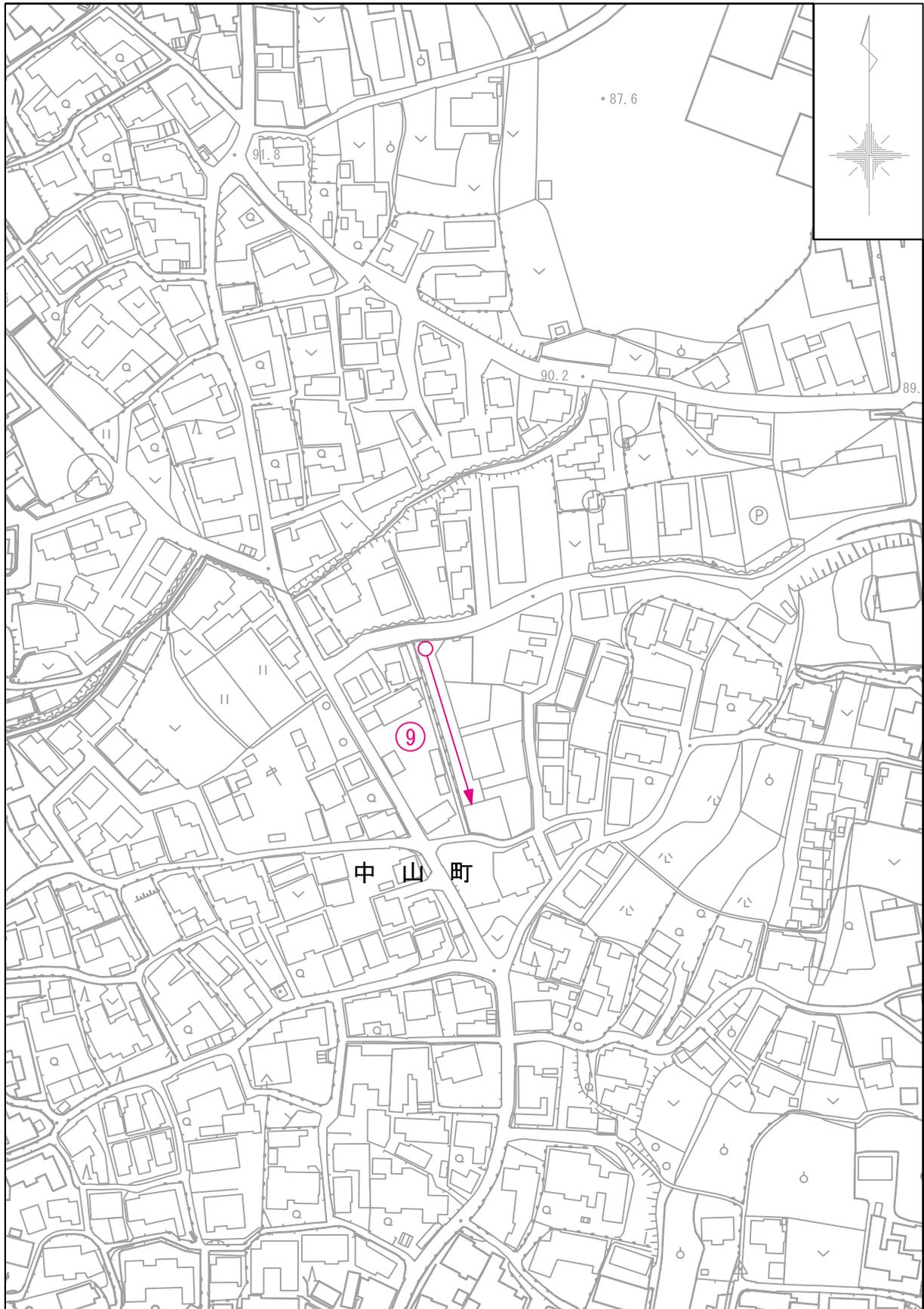
⑧ 中部第134号線

○ → 認定しようとする路線



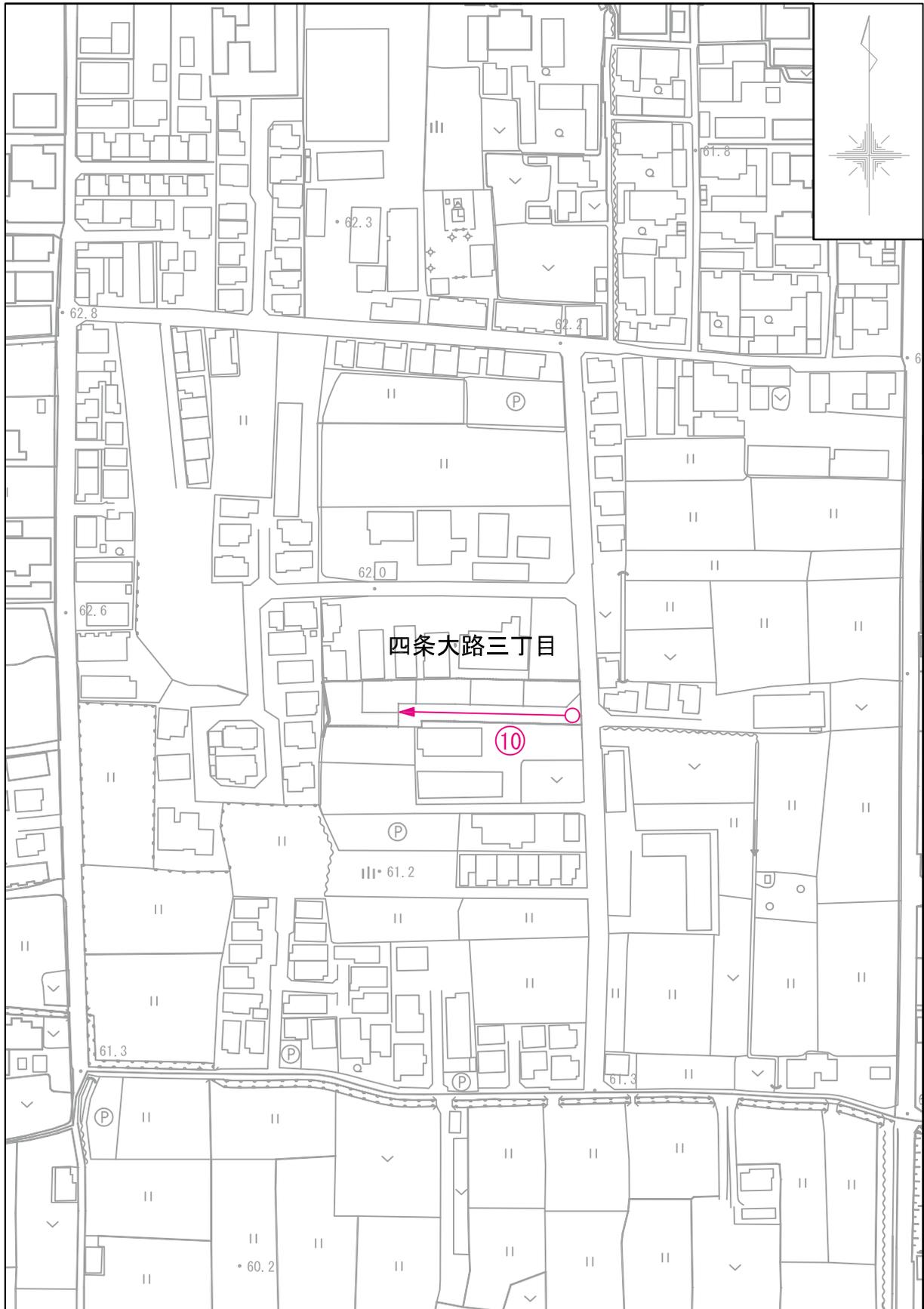
⑨ 中部第1743号線

○ → 認定しようとする路線



⑩ 中部第1744号線

○ → 認定しようとする路線

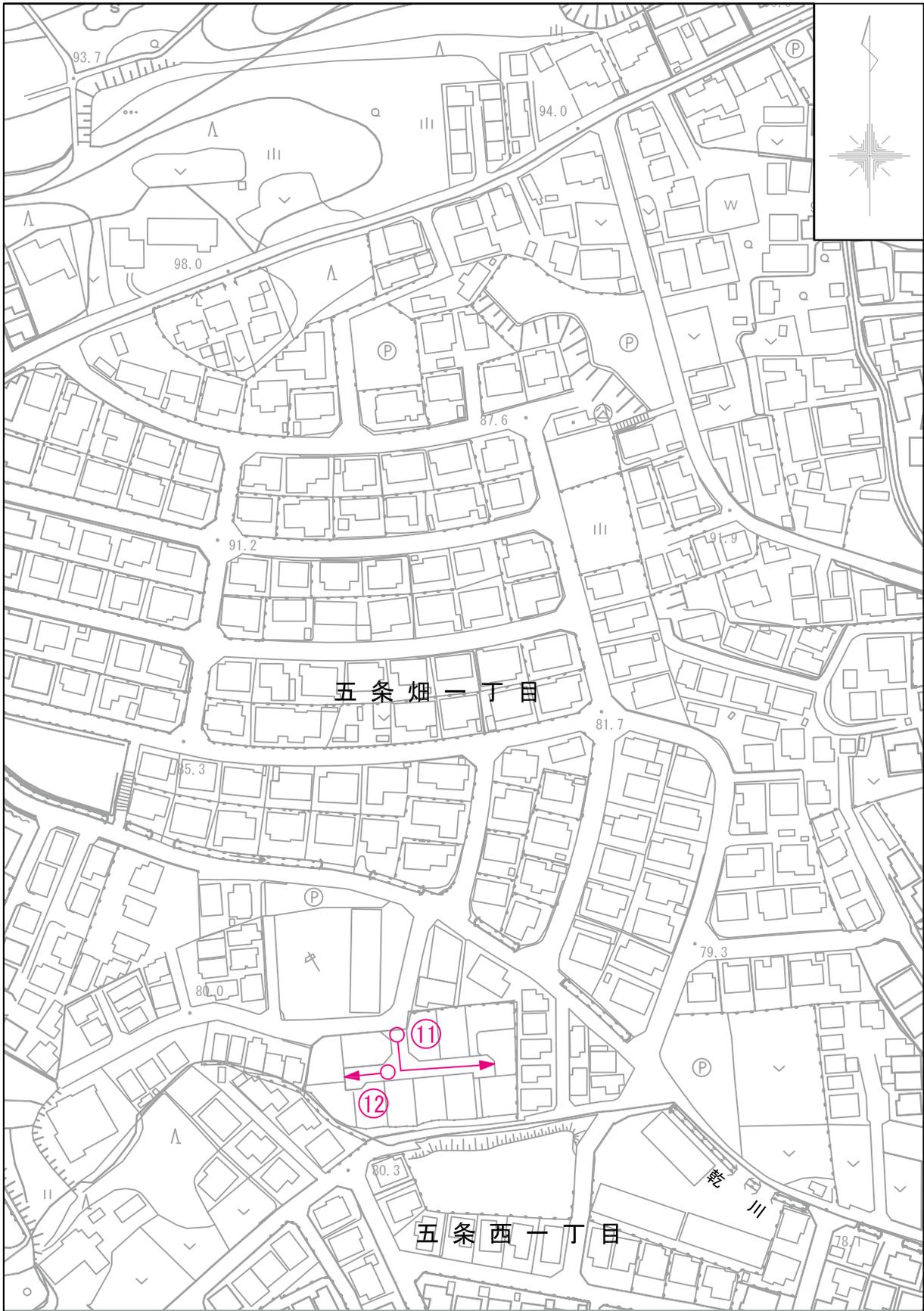


⑪ 中部第1745号線

⑫ 中部第1746号線



認定しようとする路線



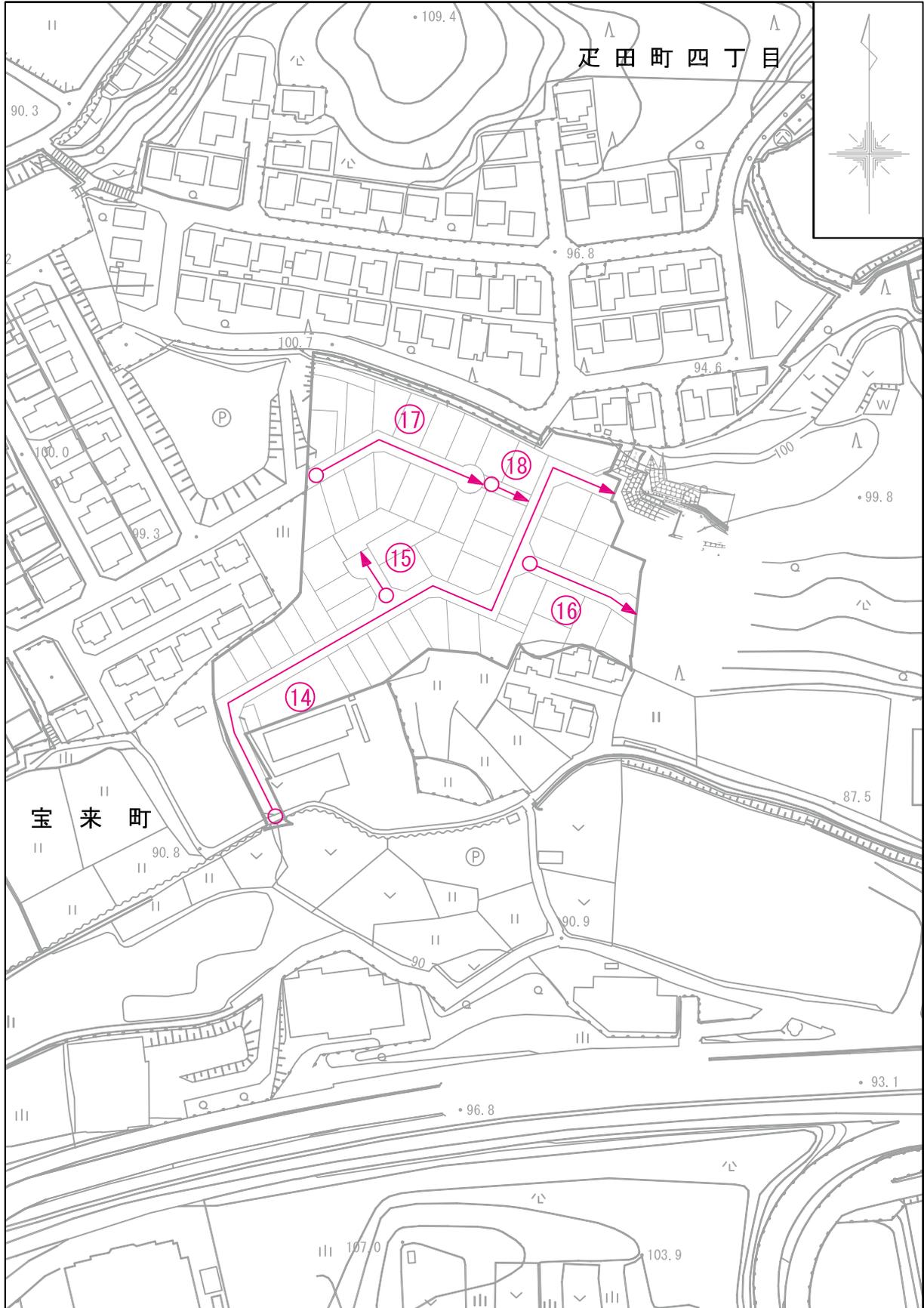
⑬ 中部第1747号線

○ → 認定しようとする路線



- ⑭ 中部第1748号線    ⑱ 中部第1752号線
- ⑮ 中部第1749号線
- ⑯ 中部第1750号線
- ⑰ 中部第1751号線

○————→  
認定しようとする路線

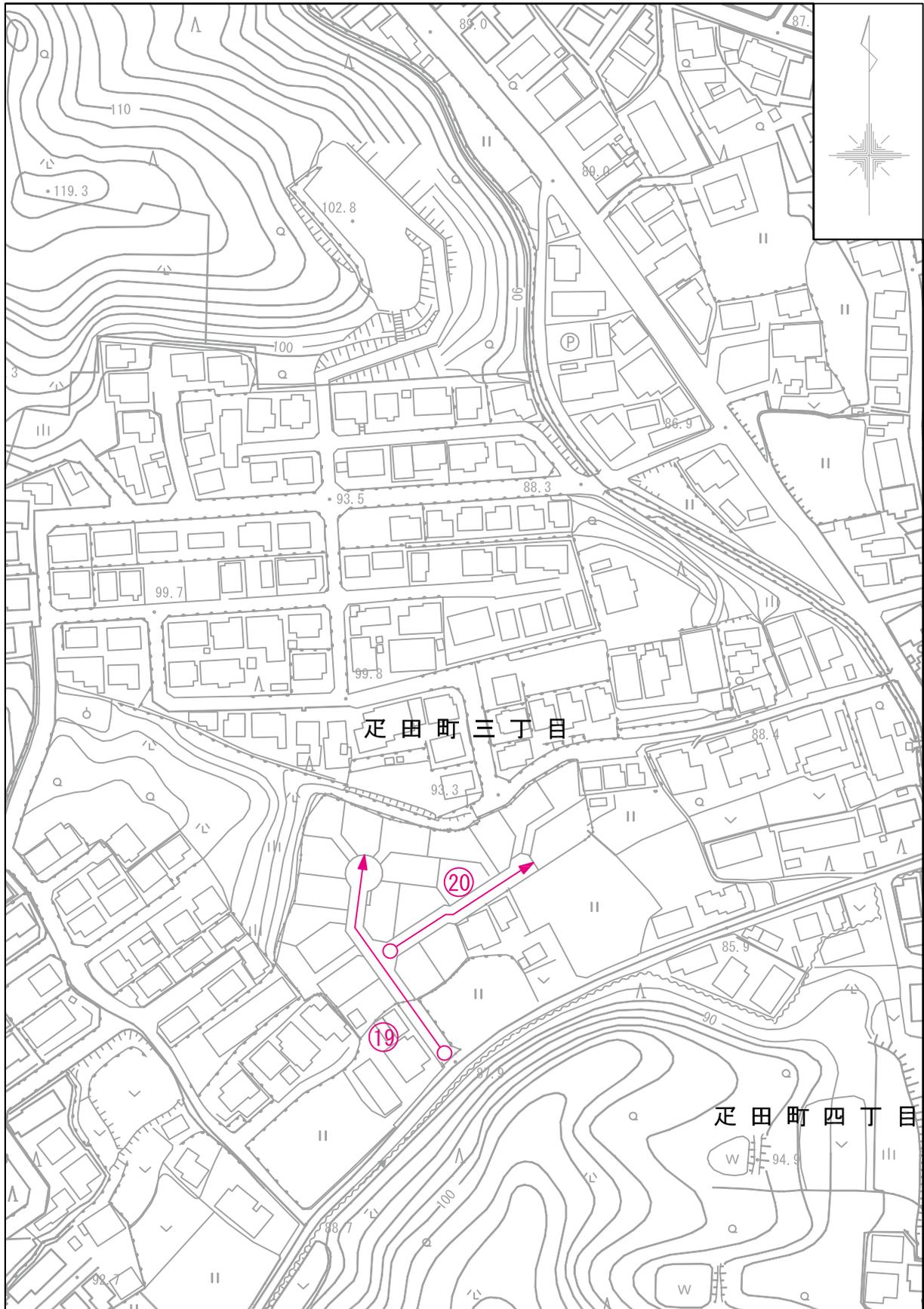


① 中部第1753号線

② 中部第1754号線

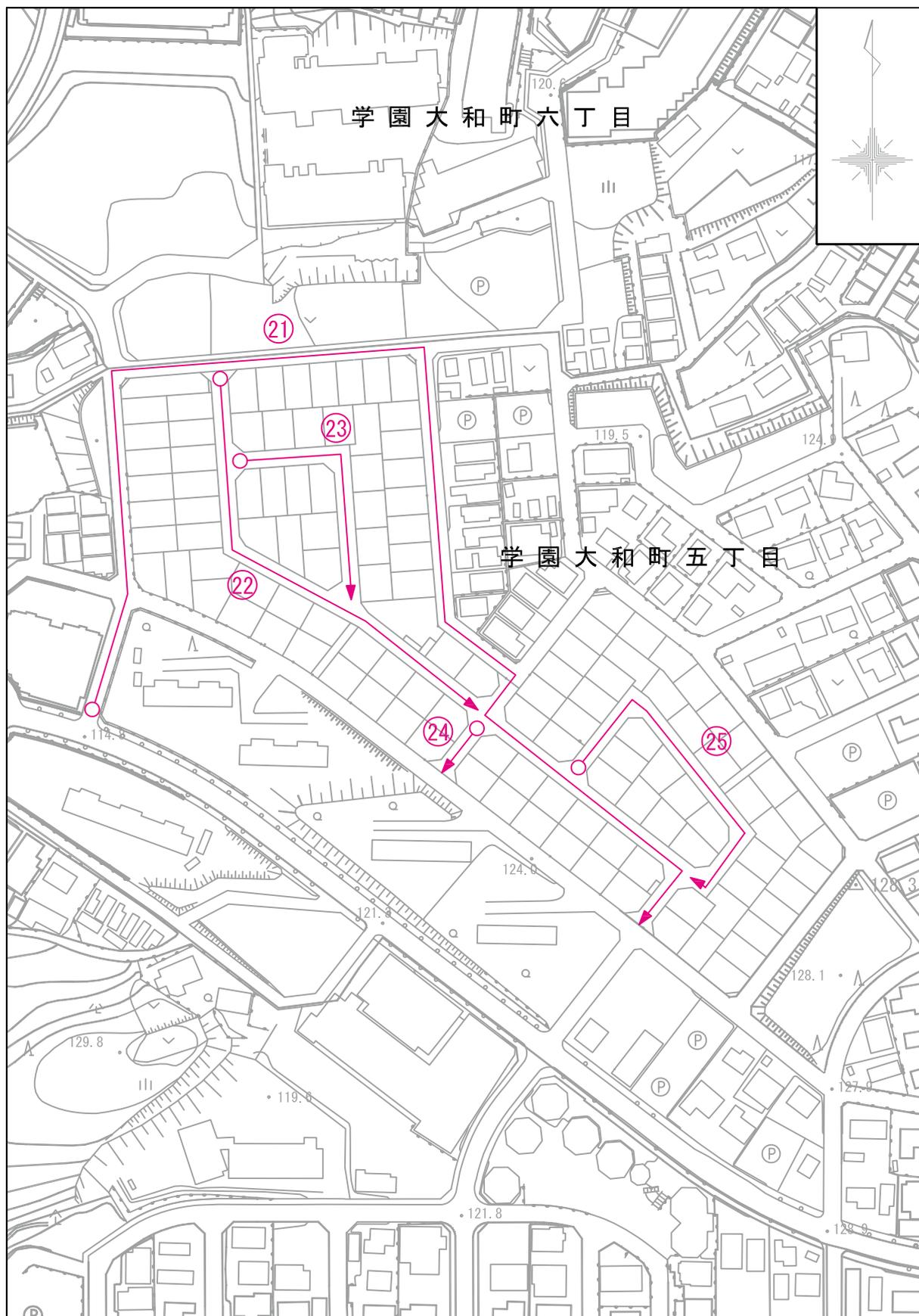


認定しようとする路線



- ㉑ 西部第414号線    ㉕ 西部第1466号線
- ㉒ 西部第1463号線
- ㉓ 西部第1464号線
- ㉔ 西部第1465号線

○ → 認定しようとする路線



26 西部第1467号線

○ → 認定しようとする路線





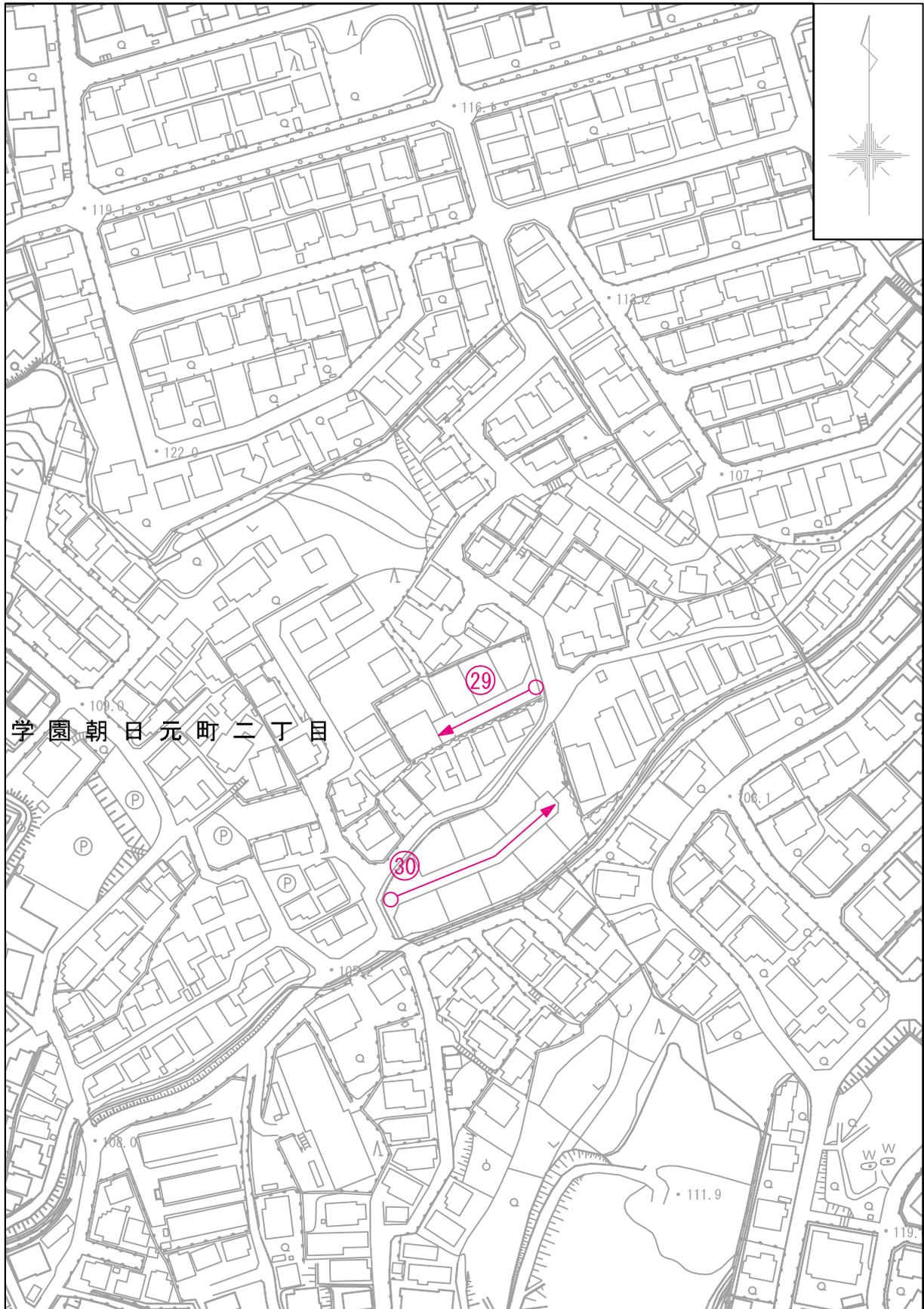


②9 西部第1470号線

③0 西部第1471号線

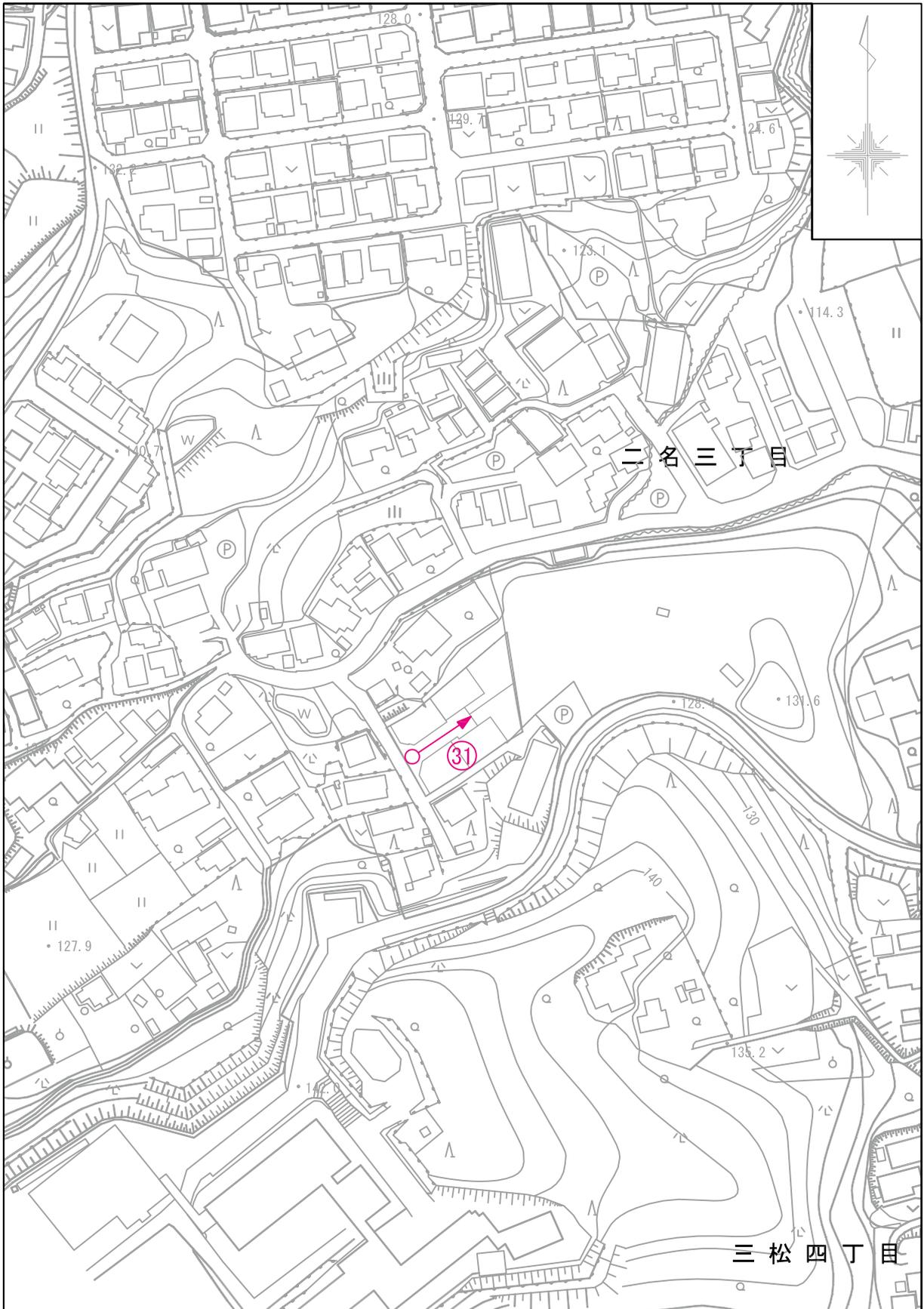


認定しようとする路線



31 西部第1472号線

○ → 認定しようとする路線



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町418番地の1

奈良市北人権文化センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市人権文化センター条例の事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市北人権文化センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市北人権文化センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町291番地の3

奈良市佐保地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

佐保地域自治協議会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市佐保地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市佐保地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町467番地の1
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町467番地の1

### 2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 篠村 嘉将

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

奈良市月ヶ瀬梅の資料館

奈良市月ヶ瀬長引707番地の10

ロマントピア月ヶ瀬

奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設

奈良市月ヶ瀬桃香野4267番地の5

湖畔の里“つきがせ”

### 2 指定管理者の所在地及び名称

月ヶ瀬地域振興協議会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

- (2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関する事。
- (3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関する事。
- (4) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (5) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (6) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (7) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (8) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (9) 奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (10) 湖畔の里“つきがせ”の利用制限に関する事。
- (11) 湖畔の里“つきがせ”の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (12) その他市長が定める事。



# 履 歴 書

氏 名 中 本 勝

生 年 月 日 [Redacted]

現 住 所 [Redacted]

## 学 歴

[Redacted] [Redacted]

## 職 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] [Redacted]

## 資 格

[Redacted] [Redacted]





## 教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求め  
る。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

うめ だ ま す み  
梅 田 真 寿 美







# 履 歴 書

氏 名 近 藤 朗

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]



# 履 歴 書

氏 名 東 正 彦

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]



# 履 歴 書

氏 名 河 野 良 文

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]



# 履 歴 書

氏 名 加 藤 国 子

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和2年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

こうぞ やま もと のぶ  
楮 山 素 伸







# 履 歴 書

氏 名 水 丸 貴 美 子

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]